

ウォーカブル政策の展開について

令和7年1月15日
国土交通省都市局

都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会（予定）

（令和 6 年）

【第 1 回】 テーマ：これまでの都市再生の成果・課題の整理 （11/22）

【第 2 回】 テーマ：地域資源を活かした都市の個性の確立のあり方（ 1 ）（12/10）

※まちの個性を形成する歴史的建造物、古いまちなみ等の保全・活用 等

（令和 7 年）

【第 3 回】 テーマ：地域資源を活かした都市の個性の確立のあり方（ 2 ） ※本日

※ウォーカブル政策の成果・課題、今後の方向性 等

【第 4 回】 テーマ：質や価値の向上を実現する都市開発のあり方（ 1 ）

※都市再生プロジェクトの制度・事業手法 等

【第 5 回】 テーマ：質や価値の向上を実現する都市開発のあり方（ 2 ）

※先進事例を踏まえた今後の都市再生プロジェクトの方向性 等

【第 6 回】 テーマ：まちづくりを支える人材・財源確保のあり方

※これからのエリアマネジメント、ファイナンスのあり方 等

【第 7 回】 テーマ：懇談会とりまとめ（骨子）

※委員からのプレゼンを予定

【第 8 回】 テーマ：懇談会とりまとめ（ 4 月を予定）

1. ウォーカブル政策の展開

ウォカブル政策に関する当初の議論

- ウォカブル政策の契機となった「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」（令和元年6月中間とりまとめ）において、これまでの都市再生政策の動向を踏まえて、今後のまちづくりの方向性として、**「ウォカブルな人中心の空間」**への転換による、**「居心地が良く歩きたくなるまちなか」**の実現が提言された。

【懇談会当時（令和元年）の背景・方向性】

コンパクト・プラス・ネットワークの進展

- 平成26年の都市再生特措法改正に伴い、「立地適正化計画」制度が導入。全国でコンパクト・プラス・ネットワーク形成の取組が展開。
- 一方で、コンパクトシティ政策が都市経済・社会までも縮小させる政策と誤った理解をされる場面も。都市機能を集積させるまちを、多くの人材の出会い・交流により、経済・社会の価値を高める場にする必要。

都市再生プロジェクトの実現

- 平成13年の都市再生本部の設置以降、民間主導の都市再生プロジェクトが進展。
- 一方で、都市間競争は加速し、2018年都市ランキングでは、1位ロンドン、2位ニューヨークとの差は開き、4位パリやアジアのライバル都市の追い上げ。さらに、都市の魅力・磁力・国際競争力を磨く必要。

- コンパクト・プラス・ネットワーク等の**都市再生**の取組をさらに進化させ、**官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）**を**ウォカブルな人中心の空間**へ転換・先導し、**民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」**を形成
- これにより、**多様な人々の出会い・交流**を通じた**イノベーション**の創出や**人間中心の豊かな生活**を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が**内外の多様な人材、関係人口**を更に惹きつける**好循環**が確立された都市を構築



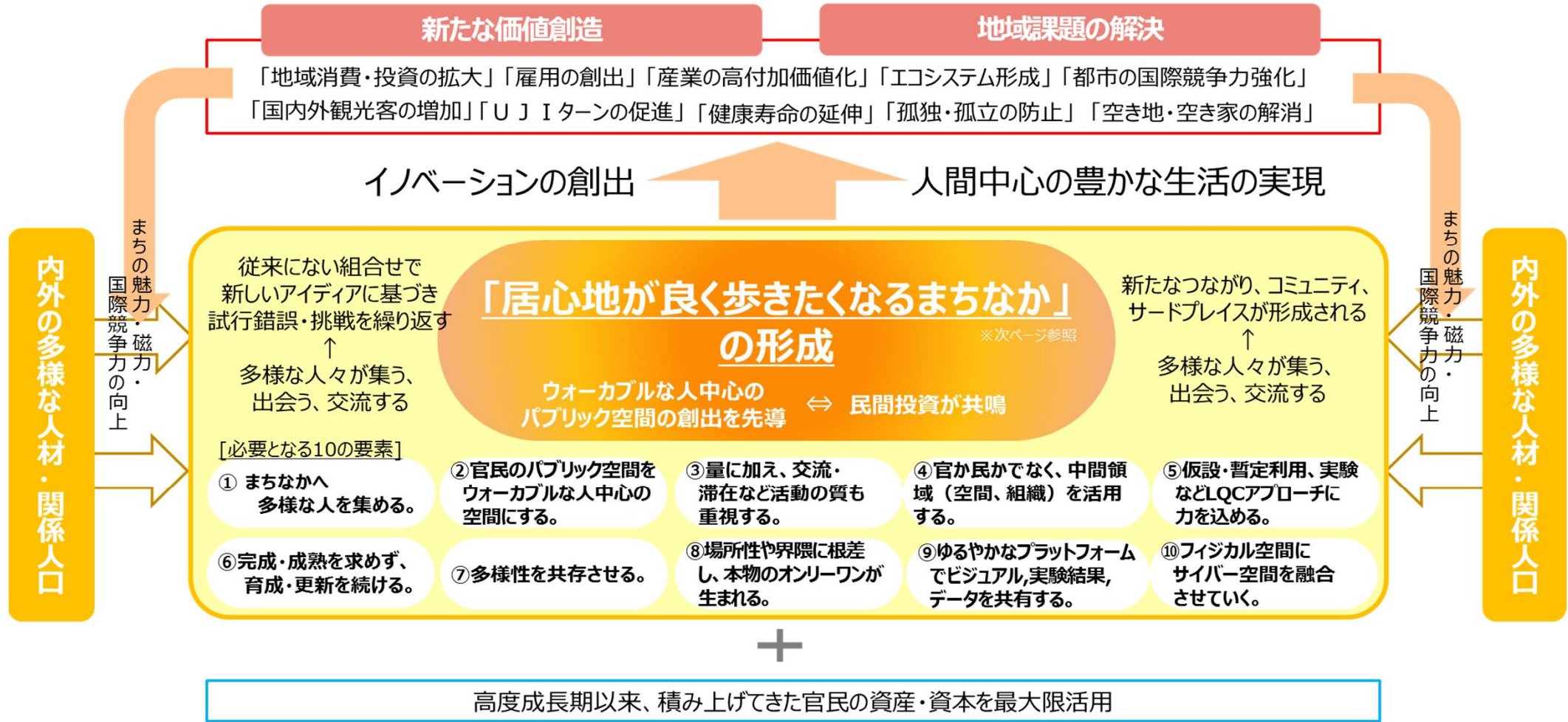
「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

2. 今後のまちづくりの方向性と「10の構成要素」

- 今後のまちづくりにおいては、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する必要。
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を図るべき。

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成のイメージ例

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能

居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラバがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

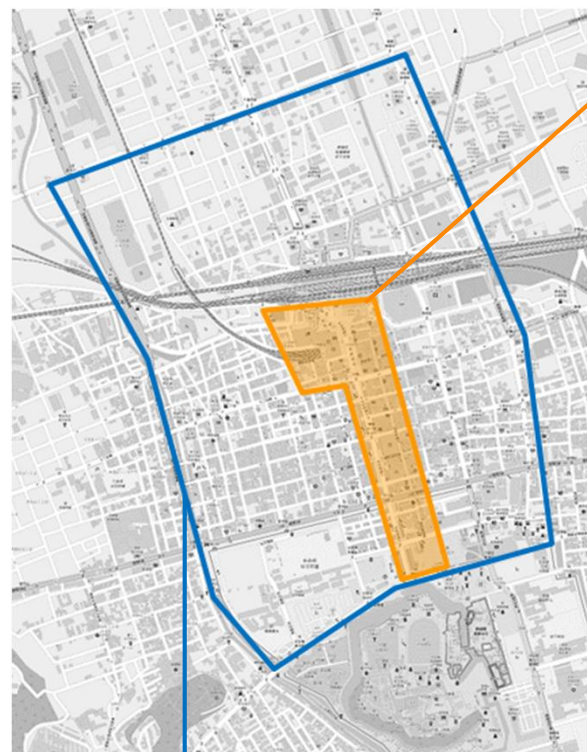
多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。



都市構造の改変等

- 都市構造の改変（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



道路を占用した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

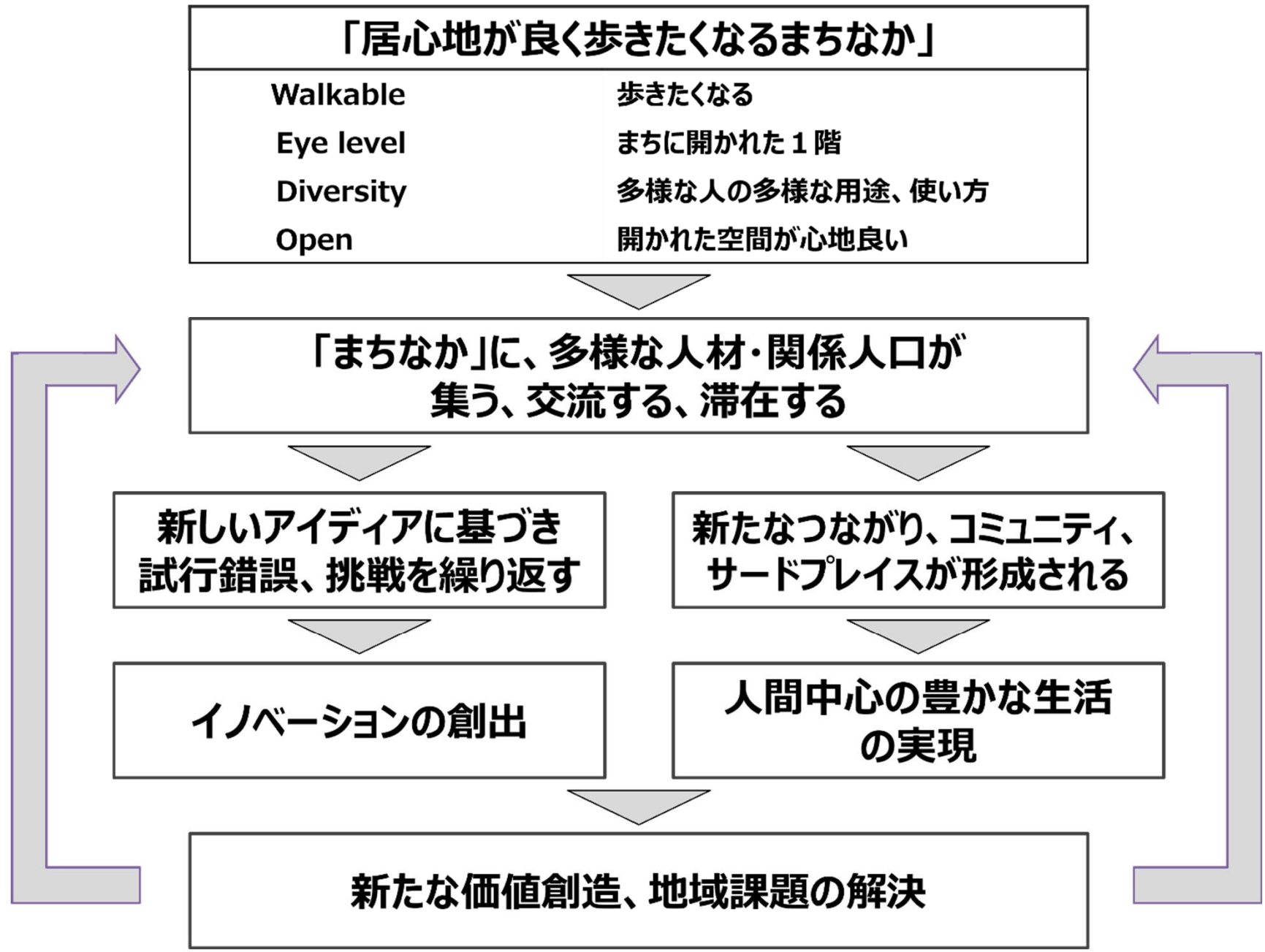
3. 「まちなかウォーカブル推進プログラム（仮称）」～国による「10の施策」～

●市町村や民間事業者等による取組を国が支援

空間の形成等を支援	(1) 人中心のまちなかへの修復・改変（リノベーション） ① まちなか修復・改変事業の一括的推進 ② 居心地の良さに着目した公共空間のデザインの工夫 ③ 街路空間を人々が滞在・交流できる場に転換 ④ 「かわ」と「まち」が融合した良好な空間形成 ⑤ 低層部の充実に向けた地区計画やデザインガイドラインの活用促進 ⑥ 民間パブリック空間の更新事業を促進する方策の検討 ⑦ 昼も夜も歩きたくなる夜間景観の創出 ⑧ 何か所も立ち寄りやすい公共交通の推進 等	(2) まちなか空間の多様な利活用の促進 ① “ミクストユース空間”の拡大方策の検討 ② 民間空地等の利活用促進 ③ 公園緑地の利活用によるまちなか活性化方策の検討 ④ 多様化する利活用を促進する包括許可等の推進 ⑤ ワンストップ窓口の設置促進 ⑥ 特例制度等の周知徹底 等
	(3) オープンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成 ① オープンイノベーション、イノベーション・エコシステム形成の推進 ② 都市・産業が連携したビジネス環境の整備の推進 ③ 小さなチャレンジ型まちづくり活動の推進 ④ 生産性が高まるオフィス環境の整備促進 ⑤ テレワークの推進 等	(4) オンリーワン都市再生の推進 ① 国際競争力やエリア価値向上に資する都市再生事業の推進 ② スマートシティの全国展開 ③ 個性ある都市再生事業の推進方策の検討 ④ 「昭和遺産（仮称）」の保全・活用 ⑤ 鉄道沿線ごとの特徴を活かした魅力ある都市再生の推進 等
仕組みの構築等を支援	(5) 官民プラットフォーム等の育成・充実 ① ゆるやかな官民プラットフォームの形成・充実 ② エリアマネジメント団体等都市再生推進法人の機能強化 ③ 防災、環境・エネルギーへの取組強化 ④ エリア・データプラットフォーム構築の推進 ⑤ データ収集に必要な機器、設備等の設置促進 ⑥ まちづくり人材の育成 等	(6) 多様な資金の循環の促進 ① 多様な資産調達手法の活用促進 ② 地産地消のまちづくり活動を支える仕組み ③ 公共空間の運営等に係る金融支援の検討 ④ 公共公益施設の再編等を通じたまちづくりに対する金融支援の推進 等

●上記のほか、国自ら以下の取組を継続して展開し、官民の多様な主体による取組を更に推進

連携	(7)全国ネットワークの形成 ①全国的中間支援団体と国土交通省等との協力深化 ②まちづくり関係者と国土交通省との政策対話の開始 ③URの知見・能力の活用 等		
検討の深化	(8)老朽化・陳腐化した市街地再生の検討 ①スタートアップのオフィスや住居としての活用推進 ②リノベーションや小規模な建替え、コンテンツの創出等も含めた市街地整備の推進 ③事業完了前の暫定利用による都市の価値の維持・事業採算の改善等 ④事業完了後のエリアマネジメントまで見据えた取組の推進 ⑤広域的な公共貢献の評価等による拠点的なエリアの都市環境の改善 ⑥権利関係が複雑なオフィスビル等の建替えの円滑化 等	(9)芝生のチカラの活用 ①まちなかの「芝生地造成・管理」に関する懇談会(仮称)の設置 ②市民緑地認定制度やSEGES(緑の認定制度)の活用促進 ③バイオフィリックデザインの導入の促進検討 等	(10)ウォーカブル・シティの形成 ①ストリート・デザイン・ガイドラインの作成 ②日本版ウォーカビリティ・インデックス(仮称)の開発 等
			8



○ 懇談会での提言を踏まえて、滞在快適性等向上区域に関する制度を創設するとともに、法律・予算・金融・税制等のパッケージで、**居心地が良く歩きたくなるまちなか創出を推進**。

滞在快適性等向上区域

市町村が都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域を設定。
「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・金融・税制等のパッケージで支援。

予算支援

- ・街路の広場化等の**歩行者滞在空間の創出**を交付金等により支援



税制特例

- ・民地のオープンスペース化や建物1階部分のガラス張り化等を行う場合に、固定資産税を軽減



金融支援

- ・都市再生推進法人による**ベンチの設置、植栽**等を低利貸付により支援



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を法律・予算・税制等のパッケージにより支援

滞在快適性等向上区域

官
街路等の公共空間の改変

民
オープンスペースの提供・利活用

一体型滞在快適性等向上事業



建物低層部
街路
民間空地
広場
公園

法律による規制

- ・メインストリート側の駐車場の**出入口の設置を制限**



法律による特例

- ・民間事業者による公園内の**カフェ・売店等の設置を推進**



法律による特例

- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が**道路・公園の占用手続を一括して対応**



10

【参考】ウォーカブル推進都市一覧（令和6年12月31日時点）

○ **383都市**が“WEDO”*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。（令和6年12月31日時点）

○ **119市区町村**がウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）を設定。

* Walkable（歩きたくなる）Eyelevel（まちに開かれた1階）Diversity（多様な人の多様な用途、使い方）Open（開かれた空間が心地よい）

令和6年12月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村（既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む）：

北海道	湯沢市	足利市	鶴ヶ島市	大田区	三浦市	松本市	豊橋市	彦根市	阪南市	津和野町	多度津町	熊本市	高鍋町
札幌市	鹿角市	小山市	日高市	世田谷区	厚木市	上田市	岡崎市	長浜市	熊取町	岡山市	愛媛県	荒尾市	川南町
函館市	由利本荘市	那須塩原市	ふじみ野市	渋谷区	大和市	岡谷市	一宮市	草津市	神戸市	倉敷市	松山市	菊池市	都農町
旭川市	山形県	下野市	白岡市	中野区	新潟県	諏訪市	瀬戸市	守山市	姫路市	高梁市	大洲市	南関町	高千穂町
室蘭市	山形県	上三川町	美里町	杉並区	新潟市	小諸市	半田市	東近江市	尼崎市	広島県	内子町	益城町	鹿児島県
釧路市	山形市	群馬県	上里町	豊島区	長岡市	茅野市	春日井市	愛荘町	西宮市	広島市	高知県	あさぎり町	鹿児島市
千歳市	福島県	前橋市	宮代町	北区	三条市	佐久市	刈谷市	京都市	芦屋市	呉市	高知市	大分県	指宿市
北広島市	福島県	館林市	杉戸町	荒川区	加茂市	岐阜県	豊田市	長岡京市	伊丹市	竹原市	南国市	大分市	薩摩川内市
黒松内町	福島市	埼玉県	松伏町	練馬区	見附市	岐阜市	安城市	八幡市	加古川市	三原市	四万十市	別府市	霧島市
栗山町	会津若松市	埼玉県	千葉県	足立区	上越市	大垣市	蒲郡市	南丹市	西脇市	尾道市	福岡県	中津市	南さつま市
沼田町	郡山市	さいたま市	千葉市	八王子市	南魚沼市	高山市	犬山市	久御山町	加西市	福山市	北九州市	日田市	始良市
東神楽町	白河市	熊谷市	木更津市	武蔵野市	富山県	関市	新城市	大阪府	新温泉町	府中市	福岡市	佐伯市	中種子町
上士幌町	須賀川市	川口市	松戸市	三鷹市	富山市	美濃加茂市	東海市	大阪市	奈良県	東広島市	飯塚市	臼杵市	沖縄県
青森県	棚倉町	秩父市	野田市	府中市	高岡市	各務原市	大府市	堺市	大和郡山市	山口県	田川市	津久見市	うるま市
青森市	茨城県	所沢市	習志野市	調布市	石川県	静岡県	知多市	岸和田市	桜井市	下関市	柳川市	竹田市	
弘前市	水戸市	飯能市	柏市	町田市	金沢市	静岡市	知立市	豊中市	生駒市	宇部市	春日市	豊後高田市	
八戸市	日立市	本庄市	市原市	東村山市	小松市	浜松市	尾張旭市	池田市	宇陀市	山口市	大野城市	杵築市	
黒石市	土浦市	東松山市	流山市	国分寺市	加賀市	沼津市		吹田市	田原本町	防府市	古賀市	宇佐市	
五所川原市	石岡市	春日部市	八千代市	福生市	能美市	熱海市	三重県	泉大津市	上牧町	長門市	うきは市	豊後大野市	
十和田市	下妻市	上尾市	酒々井町	狛江市	野々市市	三島市	津市	高槻市	王寺町	周南市	糸島市	由布市	
むつ市	笠間市	草加市	白子町	武蔵村山市	福井県	島田市	四日市市	貝塚市	和歌山県	徳島県	川崎市	国東市	
岩手県	取手市	戸田市	長柄町	多摩市	福井市	富士市	伊勢市	枚方市	和歌山市	徳島市	佐賀県	日出町	
盛岡市	つくば市	入間市	東京都	稲城市	敦賀市	焼津市	松阪市	茨木市	鳥取県	阿南市	佐賀市	玖珠町	
花巻市	ひたちなか市	朝霞市	千代田区	神奈川県	大野市	掛川市	桑名市	八尾市	鳥取市	美波町	武雄市	宮崎県	
宮城県	常陸大宮市	志木市	中央区	横浜市	鯖江市	藤枝市	鈴鹿市	富田林市	米子市	高松市	基山町	宮崎市	
仙台市	那珂市	和光市	港区	川崎市	あわら市	袋井市	名張市	河内長野市	倉吉市	丸亀市	上峰町	日南市	
石巻市	小美玉市	久喜市	新宿区	相模原市	越前市	下田市	亀山市	羽曳野市	境港市	坂出市	長崎市	小林市	
塩竈市	茨城町	北本市	台東区	鎌倉市	山梨県	湖西市	熊野市	門真市	島根県	善通寺市	佐世保市	西都市	
柴田町	大洗町	三郷市	墨田区	藤沢市	甲府市	伊豆の国市	朝日町	高石市	松江市	観音寺市	熊本市	三股町	
秋田県	境町	蓮田市	品川区	小田原市	長野県	愛知県	明和町	東大阪市	大田市	宇多津町		綾町	
秋田市	栃木県	坂戸市	目黒区	逗子市	長野市	名古屋	滋賀県	大阪狭山市	江津市				
横手市	宇都宮市	幸手市					大津市						合計 383都市

※神栖市(茨城県)、奈良市(奈良県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに資する法制度

- 道路・公園等における占用許可の特例を通じて、道路上や公園内でのオープンカフェの設置等、より柔軟な空間活用が可能に。
- 路外駐車場についても、市町村による条例の制定により駐車場配置のマネジメントが可能に。

道路占用許可特例(H23～)

- **都市再生整備計画の区域内において、道路管理者が指定した区域に設けられるオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和する特例制度。**

歩行者利便増進道路（ほこみち）（R2～）

- 道路法に基づき、**道路管理者が歩行者利便増進道路を指定**し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる占用許可基準を緩和する制度。

制度活用イメージ



オープンカフェ



広告板

公園占用許可特例(H28～)

- **都市再生整備計画の区域内において、都市公園でのサイクルポートや観光案内所等の占用許可基準を緩和する特例制度。**

公募設置管理制度 (Park-PFI) (H29～)

- **公募により民間事業者を選定し、公募対象公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者**に**都市公園法の特例を付与**。

滞在快適性等向上区域

公園施設設置管理協定制 (都市公園リノベーション協定)(R2～)

- **都市再生整備計画に基づき、公園管理者と民間事業者等が協定（公園施設設置管理協定）を締結した場合、滞在快適性等向上公園施設の設置等について、都市公園法の特例を付与。**

河川敷地占用許可準則の特例(H23～)

- **河川敷地を**にぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、一定の要件を満たす場合、**営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能に**。

河川敷地占用許可準則改正(H28～)

- 民間事業者等が安定的な営業活動を行えるよう、**準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を緩和**

制度活用イメージ



滞在快適性等向上区域

駐車場法の特例(R2～)

- 滞在快適性等向上区域において、
 - ①路外駐車場配置等基準、②駐車場出入口制限道路、③集約駐車施設の位置・規模 を定めることにより、
 - ①路外駐車場の配置の適正化、②にぎわいの中心となる道路への出入口設置制限、③附置義務駐車施設の集約化等を図ることが可能。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに資する支援施策

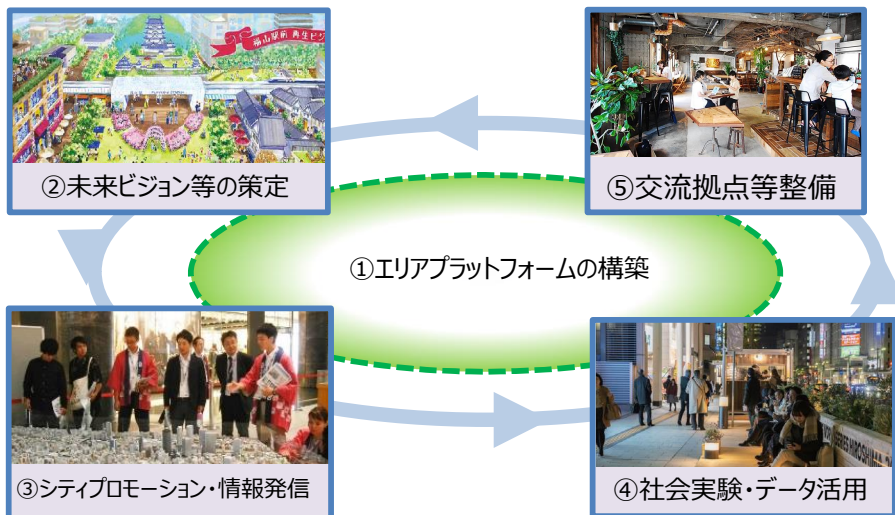
- ビジョン策定段階のプラットフォームの構築や、具体的街路整備等について、予算・税制を通じて支援。

活動初期（組織立上げ・将来像の共有・社会実験）

官民連携まちなか再生推進事業

エリアプラットフォーム活動支援事業

- 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**や**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援。



まちなかウォーカブル推進事業

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目的として市町村・民間事業者等が実施する公共空間の整備等の取組を支援。

社会実験やデザインコーディネート



エリア価値向上整備事業



既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組

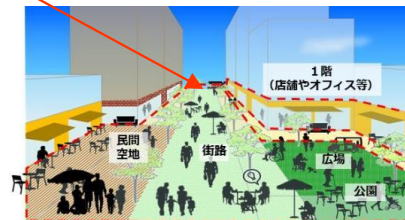
具体化

滞在快適性等向上区域に対する措置



都市再生整備計画区域

活動継続・施設運営



街路の再構築、広場化・芝生化

ウォーカブル推進税制

- 市町村の取組と併せて実施される**民地のオープンスペース化等の取組を税の軽減により支援。**

◆再整備前



まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人が、まちづくり活動の一環としてベンチの設置等を実施する際、民都機構が低利貸付により支援。



歩行空間の植栽・ベンチの設置

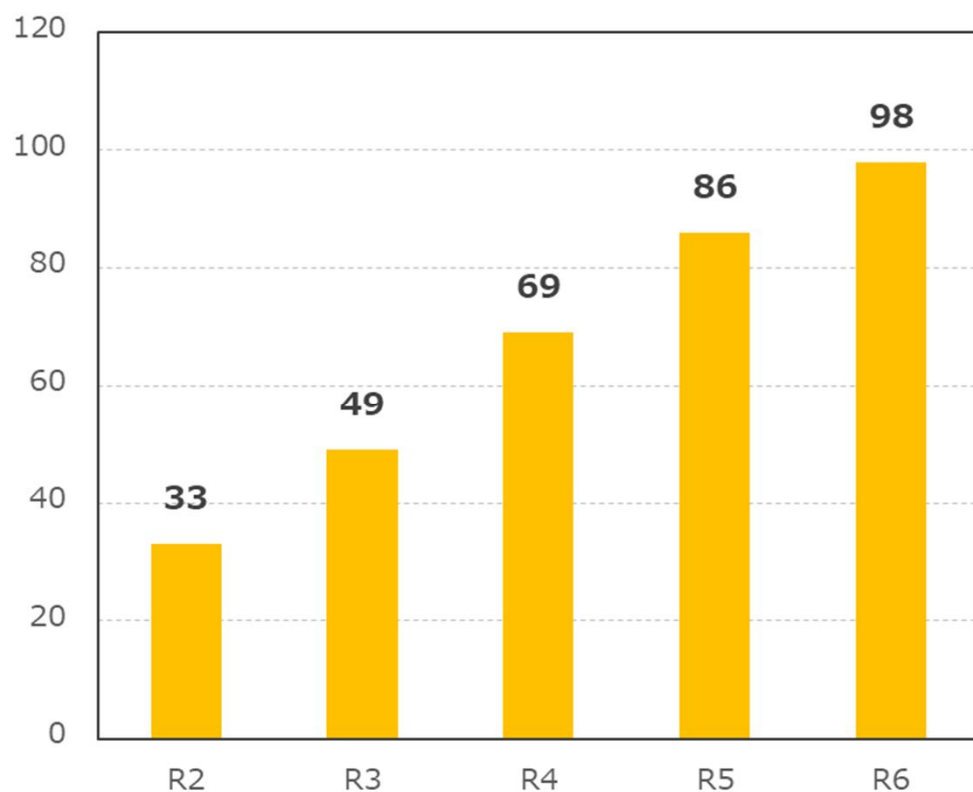
滞在交流スペースの整備

【参考】まちなかウォーカブル推進事業の事業実施状況

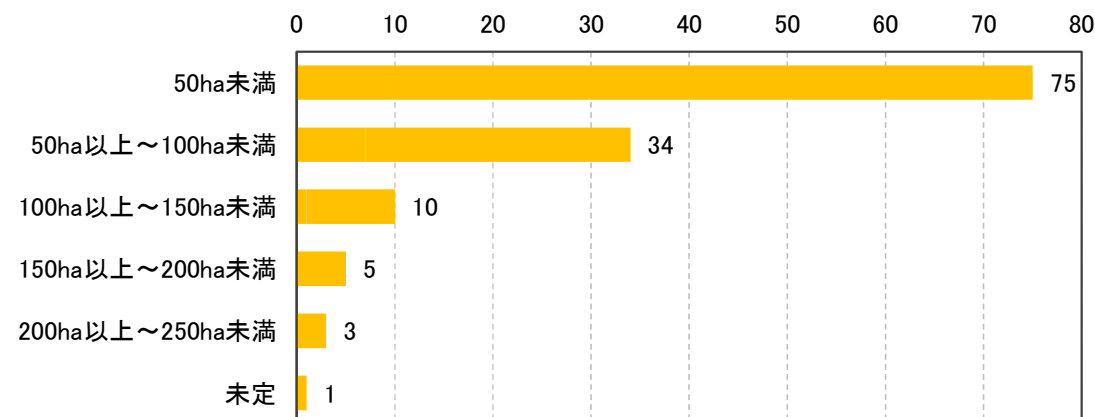
- 年度別の事業実施件数を交付期間の区域数で算出すると**まちなかウォーカブル推進事業実施件数は年々増加傾向**。
- **滞在快適性等向上区域の面積は、50ha未満が75地区と最も多く**、次いで50ha以上～100ha未満が34地区（26.6%）、100ha以上が19地区（14.8%）となっている。

【事業数別の事業実施件数】 n=134

※交付金のみ、補助金を除く

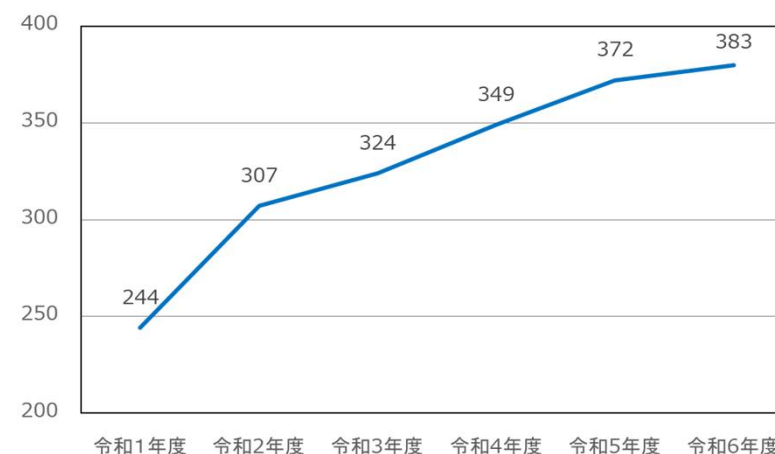


【滞在快適性等向上区域の面積】 n=128



【参考】ウォーカブル推進都市の推移

(単位) 市区町村

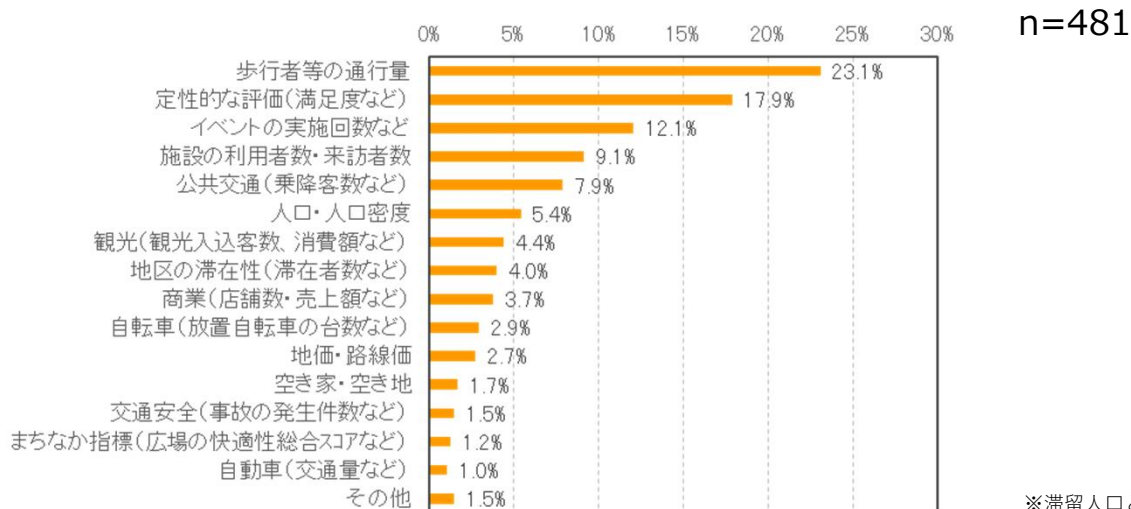


【参考】まちなかウォーカブル推進事業の事業効果

- 市区町村が採用している指標は、「歩行者等の通行量に関すること」が23.1%（111個）と最も多い。
- 滞在快適性等向上区域内の滞留人口は、増加している地区が過半数(54.8%)である。

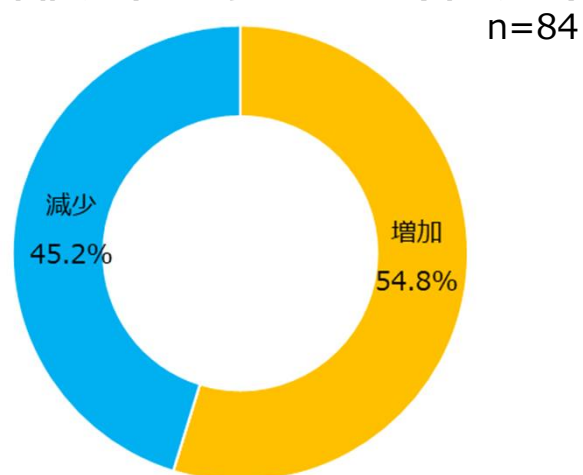
※まちなかウォーカブル推進事業の事業効果集計は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時期のデータを含む。
また、まちなかウォーカブル推進事業の事業実施中のデータを含む。

都市再生整備計画において目標として位置付けられている指標の分類



※1つの計画で指標を複数個設定している地区もあるため、割合は指標の総数で算出している。

計画開始年次からの変化率（滞留人口）



※滞留人口とは、ある地点に滞留している人の合計値を指す。
※分析は、RESASの「流動人口メッシュ」より、計画開始年の4月と最新年（2023年）4月のデータを使用し算出している。

（事例）なんば広場の歩行者空間化

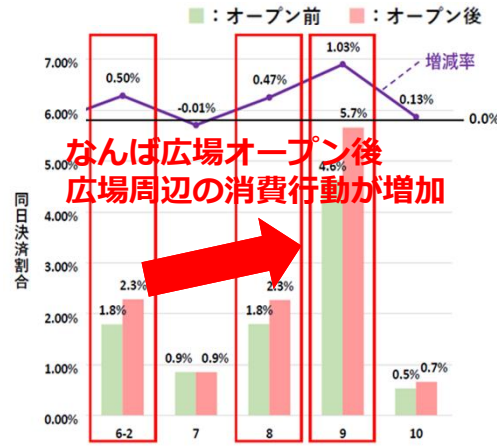


なんば広場への来訪者数の変化（休日平均）



なんば広場オープン後
来訪者数・滞在時間が増加

なんば広場エリアとの同日決済割合の変化



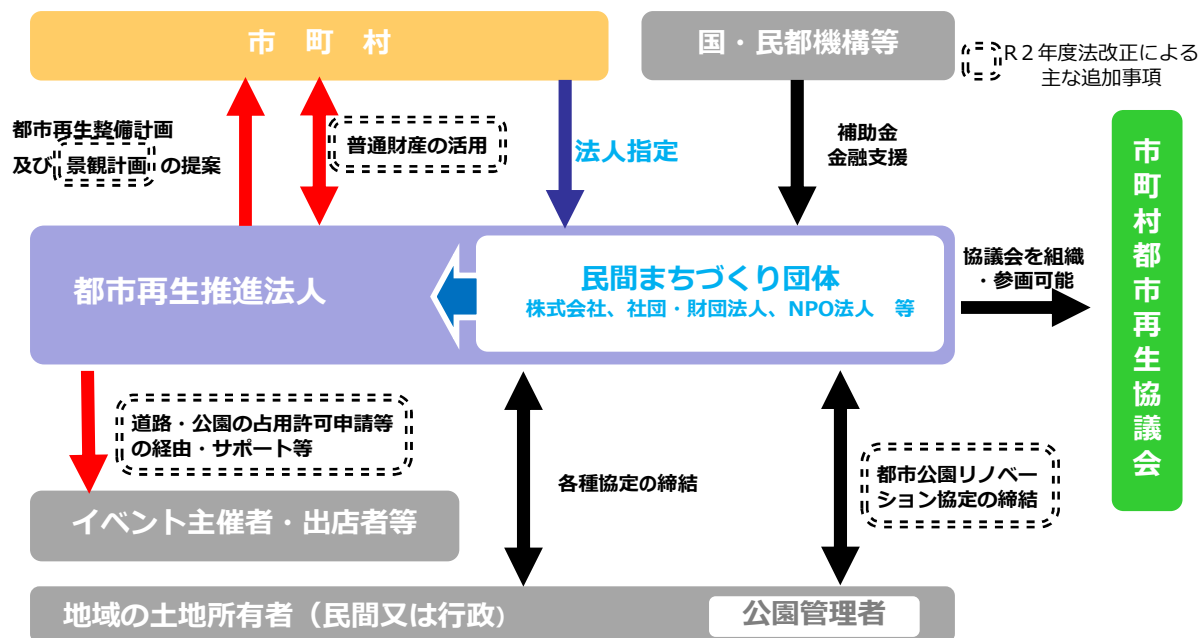
なんば広場オープン後
広場周辺の消費行動が増加



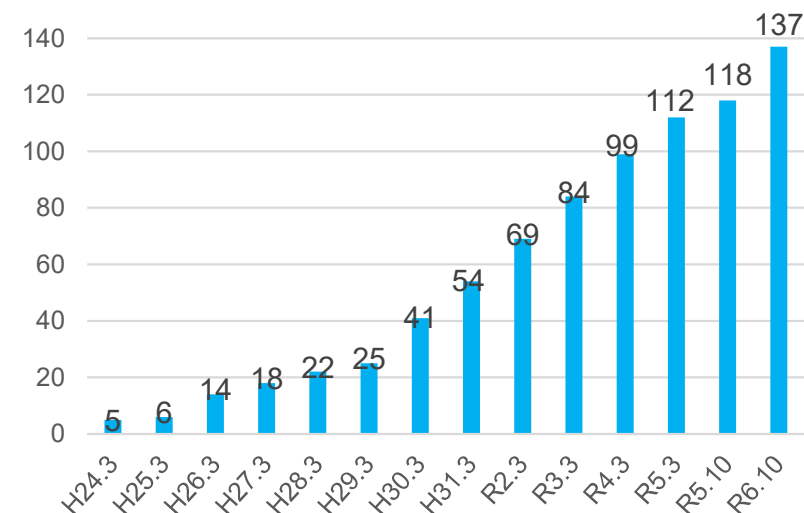
※広場エリアで決済した人が、同じ日に他のエリアでも決済した割合

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを担う都市再生推進法人への支援

- 都市再生推進法人制度により、優良な民間まちづくり団体を市町村が指定し、各種特例措置や予算支援等を通じて活動を支援。
- また、都市利便増進協定制により、地域住民等のエリアマネジメントの取組の持続性を担保。



都市再生推進法人 指定数の推移(累積)



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

都市利便増進協定(H23～)

○都市再生整備計画の区域において、にぎわいや憩いを創出するためのまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定。



札幌大通まちづくり株式会社

複数の商店街を母体に設立。飲食・広告事業者への歩道上のテラスの貸出や、駐車場共通化事業・ビル管理共同化事業等を実施し、収益を道路の維持管理等に還元。



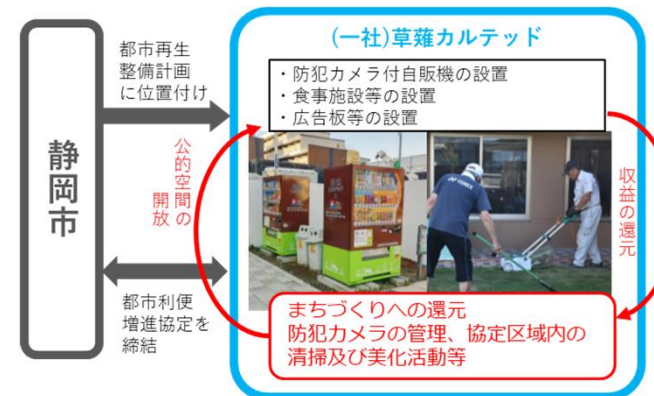
まちづくり福井株式会社

中心市街地活性化のため設立された第三セクター。コミュニティバス運行、リノベーションスクール開催、指定管理事業等により、駅前再開発とリンクしつつ、まちなかの賑わいを創出。

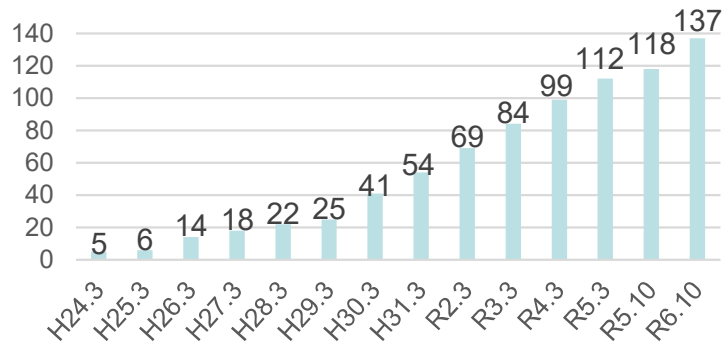


(一社) 荒井タウンマネジメント (仙台)

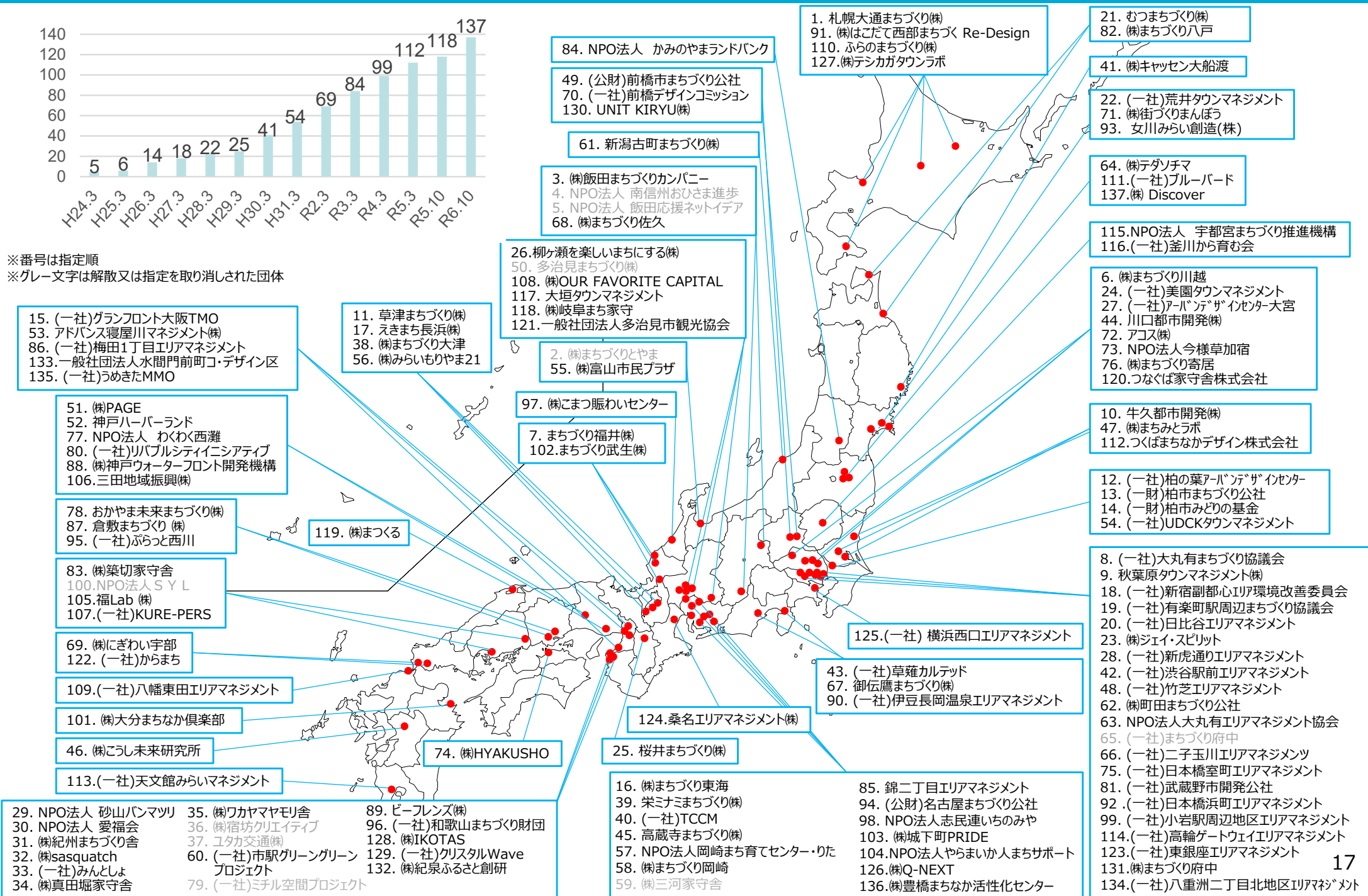
土地区画整理事業や復興事業と連動しながら、賃貸・施設管理・公園内スポーツ施設運営等を通じた自立的な収益構造を構築中。収益は賑わいづくりに還元。



【参考】都市再生推進法人の指定 (全137団体・令和6年10月末時点)



※番号は指定順
※グレー文字は解散又は指定を取り消された団体



■りんご並木商業施設

（長野県飯田市）

- ・長野県飯田市の中心市街地において、空きビル・空き家を商業施設として再生させるリニューアル事業。
- ・中心市街地ならではの路地空間を活かしながら、オープンテラス等の整備を行い、魅力的な賑わいのある交流空間を創出



（まち再生出資事業）

■桜の馬場 城彩苑（桜の小路）

（熊本県熊本市）

- ・熊本城復元及び周辺環境整備事業の一環として、熊本城に隣接する都市公園区域内に観光交流施設と一体となった物販飲食施設を整備し、賑わいを創出



（まち再生出資事業）

【参考】ストリートデザインガイドライン

- 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - (バージョン2.0)

【全体像】

ガイドライン策定の背景

- 官民の公共空間を、ウォーカブルな空間へ ⇒ 令和元年「ストリートデザイン懇談会」を設置、ストリートデザインのポイントとなる考え方を提示。
- 様々なプレイヤーのストリートは変えることができるとの意識を育て、広げ、支え、「Act Now(できることから、やってみる)」の一助になることを期待。
- 今後の事例の積み重ねや知見の蓄積を踏まえ、適時、適切に見直しを行っていく。

【検討体制】ストリートデザイン懇談会：令和元年8月～令和2年2月に渡り、計7回開催

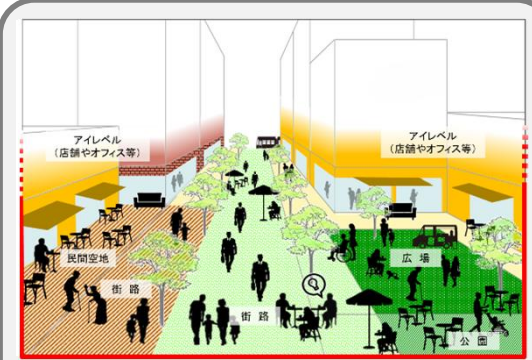
座長：岸井隆幸氏（日本大学特任教授） 副座長：藤村龍至氏（東京藝術大学准教授）

委員：泉山壘威氏（東京大学助教）、小嶋文氏（埼玉大学准教授）

西村亮彦氏（国土館大学講師）、三浦詩乃氏（横浜国立大学助教）

オブザーバー：東京都、神戸市、姫路市、UR都市機構、警察庁

関係省庁等：国土交通省道路局 事務局：国土交通省都市局



路面上だけでなく、沿道等も含め、
人の視界に入る空間全体
⇒ 「ストリート」と総称



物理的な姿＋活動＋人的資源の
企画・構想、計画、設計、運営管理等



「ストリートデザイン」と総称

1章 ストリートを人中心へと改変(リノベーション)する意義と効果

- 人中心のウォーカブルな公共空間の必要性
- ストリートを改変することの多面的な効果
- これからのストリートに向けて
- ストリートを改変していくプロセス

2章 人中心のストリートを構成する要素

- ストリートの基本的な考え方
- ストリートの空間配分
- ストリートのデザイン・設え
- ストリートにおけるアクティビティ
- ストリートにおけるプレイヤー
- 行政手続き・意識すべきこと

3章 人中心のストリートを支える交通環境づくり

- 人中心のまちなかに向けた交通環境づくり
- 自動車交通への対応
- 徒歩や自転車等のスローな交通を包含した交通環境づくり
- 荷さばき等の駐停車需要への対応
- 関係機関との協議

4章 人中心のストリートを支える仕組み

- 人中心のストリートへ改変を推進するための各種法律・予算・税制 等

5章 参考文献・事例

【ストリートを構成する2つの機能】

リンク(通行)機能

人やモノが移動するための機能



公共交通・乗用車・貨物車・自転車・徒歩等で目的地までの移動が行われる

プレイス(滞在)機能

多様な活動を繰り広げる場としての機能



立ち止まる・座る・食べる・遊ぶ・買い物を
する・パフォーマンスを行う等の活動が行われる

アクセス環境整備：人々の乗降や荷さばきのための駐停車等

【参考】芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン

- 本ガイドラインは、まちなかのパブリック及びセミパブリック空間における芝生・みどりを対象に、地方公共団体や民間事業者、地域住民等の方々の参考となるように、「芝生」の意義、効果、造成・管理の主なポイントを解説したものです
- 令和元年7月に立ち上げた「まちなか公共空間等における「芝生地」の造成・管理」に関する懇談会」で学識経験者、地方公共団体その他、多くの方々からのご意見を集約し、取りまとめを行いました

本ガイドラインの構成と概要

1. まちなかに芝生・みどりをツクル効果

“SHIBA(芝)”が創り出すウォークアブルなまちの“CORE(コア)”として、まちなかに芝生空間を導入することによる、地域活性化や健康増進、コミュニティ形成、防災機能の向上、環境改善効果について紹介しています。



地域の魅力・磁力となる
OPEN空間 出典：豊田市



芝生によるストレス軽減効果
出典：森ビル株式会社提供



管理を通じたコミュニティ形成
出典：東京都教育委員会

2. まちなかの芝生・みどりを持続的にツカウ仕組み

まちなかの芝生・みどりの魅力を維持するためには、それらを持続的にツカウ仕組みが必要です。維持管理体制、資金確保、運営といった仕組み実現のための、様々な工夫の具体例を紹介しています。



地元関係者と芝生管理
出典：平賀ゲスト委員資料(第3回)



コストの工夫を行った管理
出典：藤井ゲスト委員より提供



利用区域を表示して芝生を養生
出典：白井ゲスト委員資料(第1回)

3. まちなかの芝生・みどりをソダテル技術

まちなかの芝生を創り、育てる技術的なポイントを、目標とする空間の設定、計画・設計、管理・運営の段階ごとに紹介しています。



【目標例】魅力度の高い
緻密な芝生空間



踏圧を受ける部分を舗装
提供：大阪芸術大学
(木田委員資料(第1回))



仮設芝生の導入で
快適な空間を創出
出典：中嶋・中嶋ゲスト委員資料(第2回)

4. 芝生・みどりを活用してまちづくりにツナゲル事例

全国各地における芝生空間がまちづくりにつながった事例について、紹介しています。



まちのコアとなる南池袋公園



豊田市の新たな賑わい空間
「とよしば」



鳥取市のまちなか芝生空間
「弥生公園」

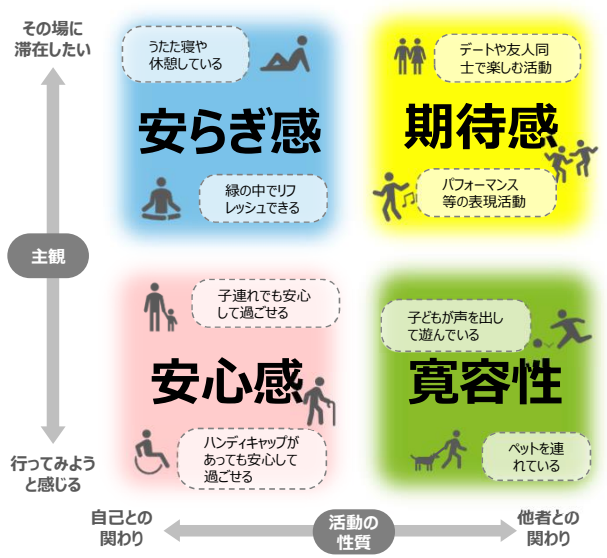
まちなかの居心地の良さを測る指標（国土交通省）

- 滞在者や通行者がどのように場を利用しているか【活動】、どのように感じるか【主観】を「居心地の良さの4要素」に分類して計測。
- エリアビジョン等に応じて、独自に指標項目を選択・追加し、エリア独自の指標を設定。
- 空間や人々の状態を定期的・定点的に調査、可視化し、関係者間の意見交換や合意形成を促進。
- 一部の自治体では都市再生整備計画などで目標を定量化する指標として活用されている。

■ 目的・基本的な考え方



▼ 居心地の良さの4要素



▼ 計測イメージ

ベンチとしてメリーゴーランドが設置されており、子どもたちが楽しんでいる

主観（調査者が*が滞在・通行して感じられること）

安心感#2：安心して子どもを遊ばせられる場所だと感じる

寛容性#2：子どもが声を出して遊べる場所だと感じる

期待感#4：人が群がりそうな面白そう・雰囲気の良いものがある場所だと感じる

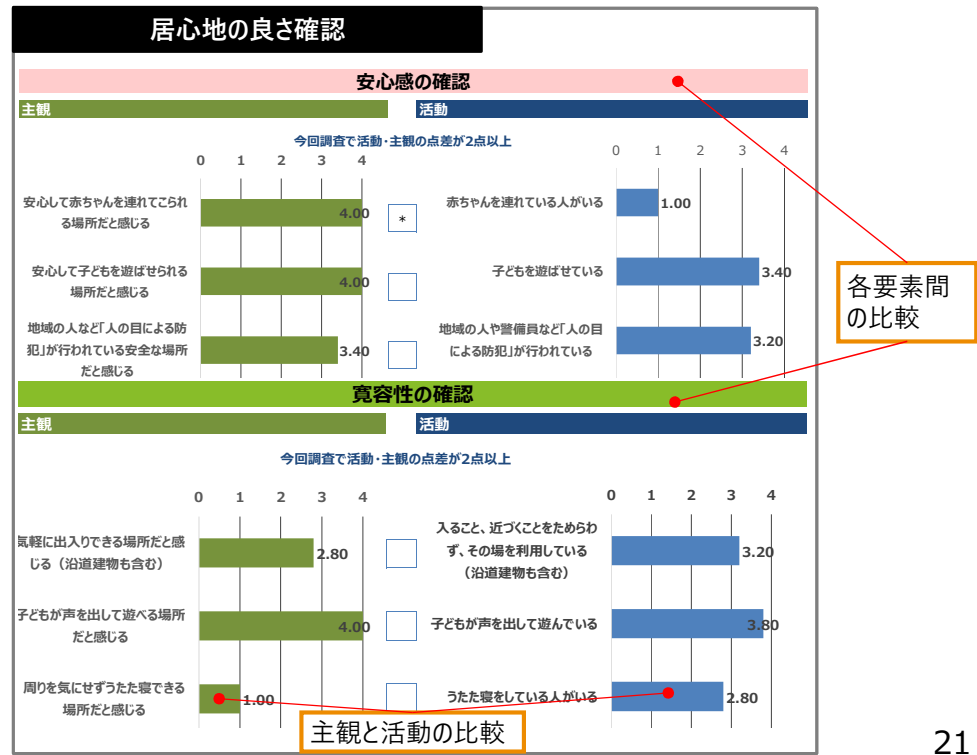
活動（調査時に見られる滞在者・通行者の活動）

安心感#2：子どもを遊ばせている

寛容性#2：子どもが声を出して遊んでいる

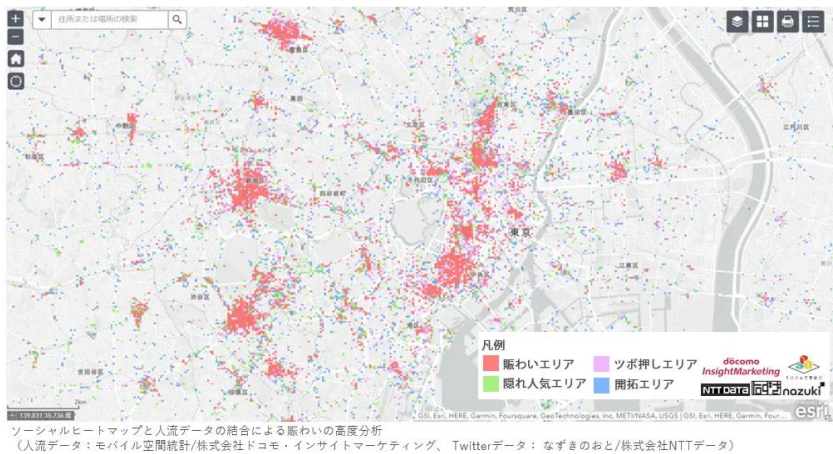
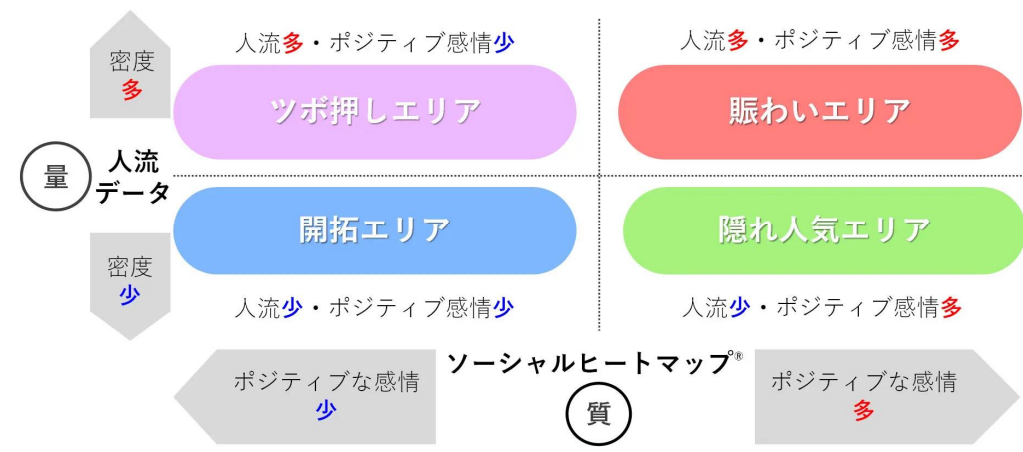
期待感#4：何かに人が群がっている

▼ アウトプットのイメージ



ソーシャルヒートマップ（竹中工務店）

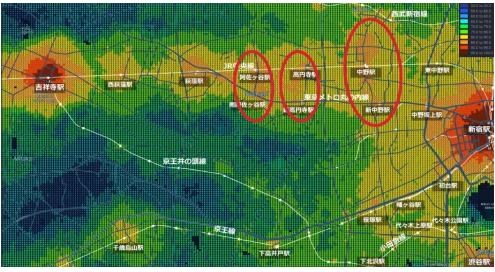
SNSなどのつぶやきから、まちに対するひとのポジティブやネガティブな感情をAIが「数値化」「タグ付け」し、まちの魅力を分析。ソーシャルヒートマップと人流データを結合することで、まちの潜在的なポテンシャルをより深く分析することも可能。



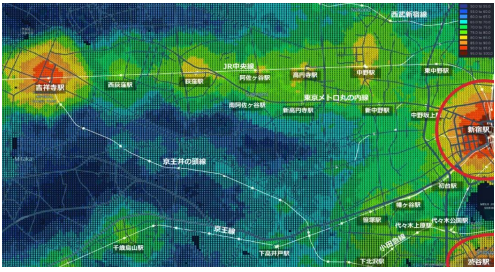
出典：竹中工務店HP

Walkability Index（日建設計総合研究所）

ある地点から徒歩圏で到達できる範囲に、生活利便施設、商業・レジャー施設、教育・学び施設といった生活をする上で近くにある嬉しい「都市のアメニティ」がどれだけ集積しているかを100点満点で評価。「住宅向け」と「オフィス向け」で利用するユーザーの属性に応じて、スコアの差を地図上で可視化することが可能。



住宅を基準としたヒートマップ



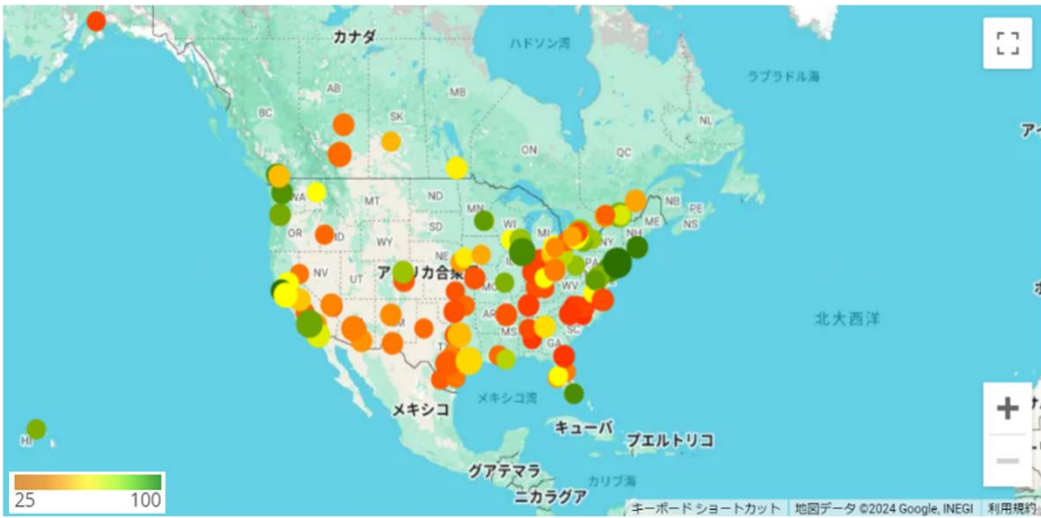
オフィスを基準としたヒートマップ



出典：日建設計総合研究所HP 22

Walk Score（アメリカ・カナダ※民間主体）

ある地点から歩いて行ける距離に、食事や買い物などの9つのカテゴリに分類した各施設がどれくらいあるかを100点満点で評価。アメリカとカナダの2,800以上の都市と10,000以上の地域をランク付けしており、家やアパート探しに活用されている。

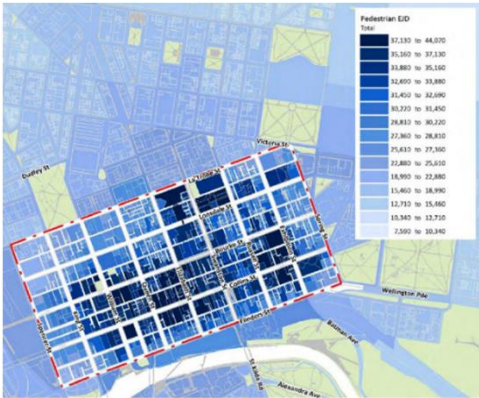


人口20万人以上の都市のWalk Score

出典：Walk Score

Walk EJD スコア（メルボルン※民間主体）

歩いて行ける範囲にオフィスがどれくらい集積しているかを示すスコア。Walk EJD スコアが高い区域は、労働生産性が高い傾向にあることが確認されており、生産性の高い企業がどこに拠点を置きたいかを適切に予測する指標として活用されている。



メルボルンのCBDのWalk EJD スコア

出典：SGS Economics & Planning

Cultural and Creative Cities Monitor（ヨーロッパ※公共主体）

映画館の座席数や観光客の宿泊日数など、都市のハードとソフトの両側面から、都市の文化的・創造的活力を測定。ヨーロッパの29か国196地域をカバーしており、カテゴリ毎に類似地域と比較し、地域の強みを特定することが可能であり、国や地方自治体の政策立案に寄与している。

	Paris (FR)	Roma (IT)
Cultural and Creative Cities Index	38.1	30.9
- 🗣️ Cultural Vibrancy	24.4	29.5
+ 🏛️ Cultural Venues & Facilities	21.6	30.6
+ 🧑🏫 Cultural Participation & Attractiveness	27.2	28.4
- 💡 Creative Economy	55.8	39.0
+ 👤 Creative & Knowledge-based Jobs	31.5	26.9
+ © Intellectual Property & Innovation	53.9	18.3
+ 🚀 New Jobs in Creative Sectors	81.1	61.5
- 🌱 Enabling Environment	30.1	17.6
+ 🎓 Human Capital & Education	18.3	10.4
+ 🤝 Openness, Tolerance & Trust	22.3	19.3
+ 🌐 Local & International Connections	70.3	30.8
+ 🏛️ Quality of Governance	65.9	22.7

パリとローマのカテゴリ毎のスコア比較

出典：European Commission

2. 今後のウォークブル政策の方向性① (歩行者空間化のさらなる進展)

- ## ■整備前:車スペースが大部分



■ タクシー乗り場・道路を広場化する 3日間の社会実験（H28）



■なんば広場の先行オープン（R5）



交通規制・荷捌き機能再編



用途制限等

なんさん南北通り建築協定 概要（抜粋）

【敷地・位置】

なんさん南北通り（なんさん通りのうち、難波中 2 交差点より北に延伸する通り）に面する部分は自動車の出入口（荷物の搬入・荷捌きを目的として設けるものを除く。）を設けないものとする。

【用途】

次に掲げる用途を禁止

- ・1階のなんさん南北通りに面する部分を自動車庫庫（荷物の搬入・荷捌きを目的として設けるものを除く）、事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。

等

【1階平面例】

通りの賑わいづくりのために、なんさん南北通りに面する部分は、店舗として利用。

※自動車車庫（荷物の搬入・荷捌きを目的として設けるものを除く）、事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿は、1階のなんさん南北通りに面しない部分なら利用可能。

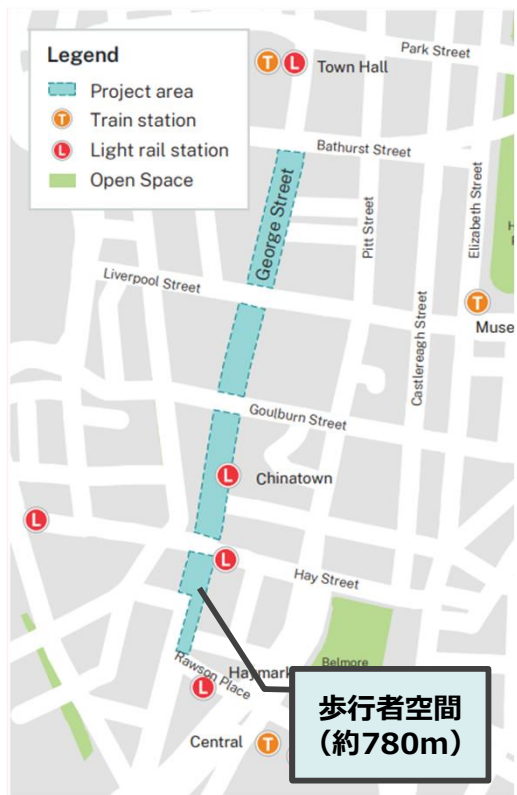


ウォーカブル政策と公共交通政策との連携（シドニー/宇都宮）

- シドニー中心部のGeorge Streetでは、2019年にライトレール（LRT）を導入。さらに、2022年には約780mの区間を自動車禁止区域に設定し、約9,000㎡の新しい歩行者空間を創出した。
- 宇都宮市では、まちを東西に走るLRTの導入とバス路線の再編により公共交通の利便性を向上。併せて駅周辺地区についても、ウォーカブルな空間を目指して整備を進める。

George Streetにおける歩行者空間の創出

- ・ LRTの導入に加えて、2022年の歩行者空間の完成に合わせて、屋外ベンチや屋外ダイニングの設置を行う等、滞在快適性の向上に取り組んでいる。



歩行者空間整備後の沿道店舗の様子



出典）Destination NSW

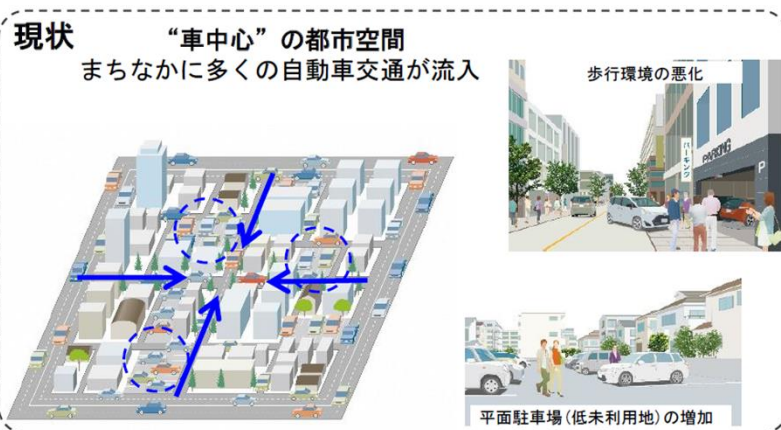
宇都宮市におけるLRT導入とバス路線の再編

- ・ LRTの導入と合わせて、LRTのルートと重なるバス路線の一部を郊外部などに割り振ることで、バスネットワークを充実。



ウォーカブル推進のための駐車場配置のマネジメント（熊本）

- 熊本市では、「だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けて、駐車場の量や配置等を適正化し、これからのまちづくりに活かすため、まちなか駐車場適正化計画を策定。
- 計画に基づき、都市再生特別措置法に基づく小規模駐車場※届出条例を制定（R4.10.1施行）し、路外駐車場配置等基準との適合性を確認することで、歩行者の安全性に配慮した駐車場の整備を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の形成を図っている。
※ 50㎡以上の駐車場を対象。



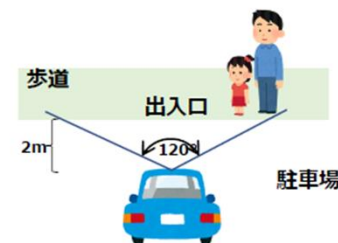
■ 路外駐車場配置等基準のイメージ

基準のイメージ

■ 駐車場の出入口基準



- 出入口は、横断歩道から5mを超えた部分に設置する



- 出入口から2m離れた場所から、120°の範囲が見渡せるようにする

■ +aの出入口基準



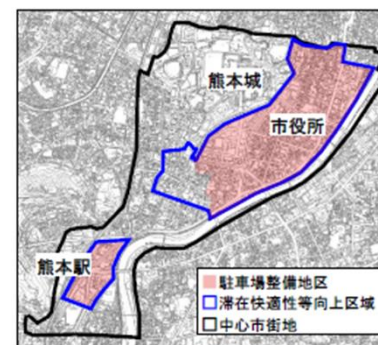
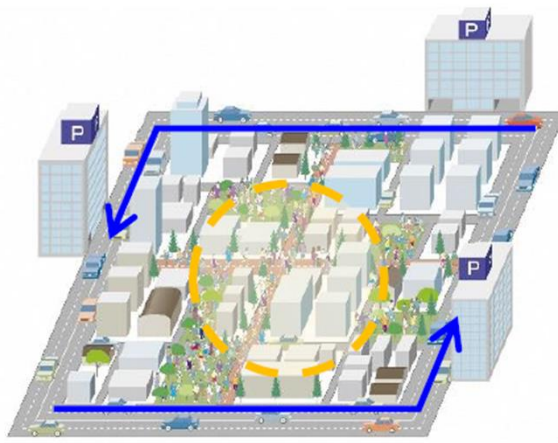
- 出入口を集約し、幅6m以内とする
- 出入口以外から車両の出入りができない構造

将来像

歩いて楽しめるまち



外縁部に自動車交通を誘導、土地の有効利用
人中心の空間を形成



滞在快適性等
向上区域

抜本的な交通規制による歩行者空間化（パリ）

○ パリでは、徒歩または自転車15分圏内で生活可能な「15分都市（15-Minute City）」という構想をもとに、「広場を改革しよう！（Réinventons nos places!）」、「息をするパリ（Paris Respire）」等の計画に基づき、歩行者空間の充実化・快適性の向上を図っている。

- ①自動車の交通量が多く、歩行者や自転車の移動が困難な広場の道路を歩道・自転車ゾーンに転換。
- ②大気汚染や騒音の解消を目標に掲げ、車両通行規制エリア（ZTL）の設定により歩行者空間を拡充。

「15分都市」のイメージ



出典：パリ市HP

「広場を改革しよう！

（Réinventons nos places!）」

- ・ バスティーユ広場にて、25,000㎡の道路を歩道・自転車ゾーンに転換



「息をするパリ（Paris Respire）」

- ・ パリ中心部では、エリアごとに異なる日程でZTLを設けており、該当日は**午前11時から午後6時まで**の間は車両の通行を禁止。
例えば、シャンゼリゼ通りなどがある水色の区間では、毎月第1日曜日は車両通行を禁止し、歩行者天国としている。
- ・ ただし、緊急車両や公共交通機関、エリア内に目的地がある車両等は走行速度20km以下で通行を許可。



パリ中心地のZTL（左）、歩行者天国のシャンゼリゼ通り（右）

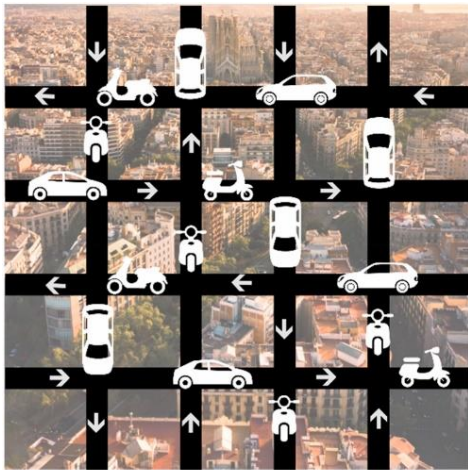
抜本的な交通規制による歩行者空間化・緑化（バルセロナ）

- バルセロナでは、3×3の9ブロックを1つの大きなブロック（スーパーブロック）と見立て、ブロック内では歩行者を優先させる「スーパーブロック・プロジェクト」が進められている。
- ブロック内の街路では、歩行者以外に地域内住民の自動車や緊急車両等の走行は許可されているが、車線は1車線のみであり、時速10km以下、かつ、2ブロック以上直進できないという制限を設ける等の規制が敷かれている。
- スーパーブロック・プロジェクトに取り組むエリアの一つである、コンセル・デ・セント通りでは58,000m²の公共スペースが創出され、さらに緑地面積については整備前と比較して12倍になった。

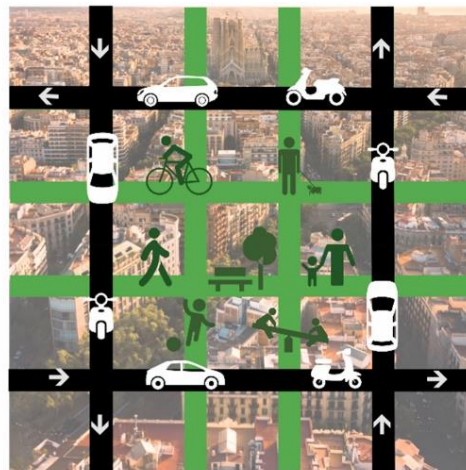
スーパーブロックモデル

- ・ スーパーブロック内には、公園やベンチなどの滞在快適向上に資する施設・設備も整備がなされている。
- ・ また、近隣住民によって音楽やアートイベントも開催される等、「社会的空間（ソーシャルスペース）」としての活用も広がっている。

一般的な街区



スーパーブロックモデル



コンセル・デ・セント通り



路地に着目した歩行者空間化（オークランド）

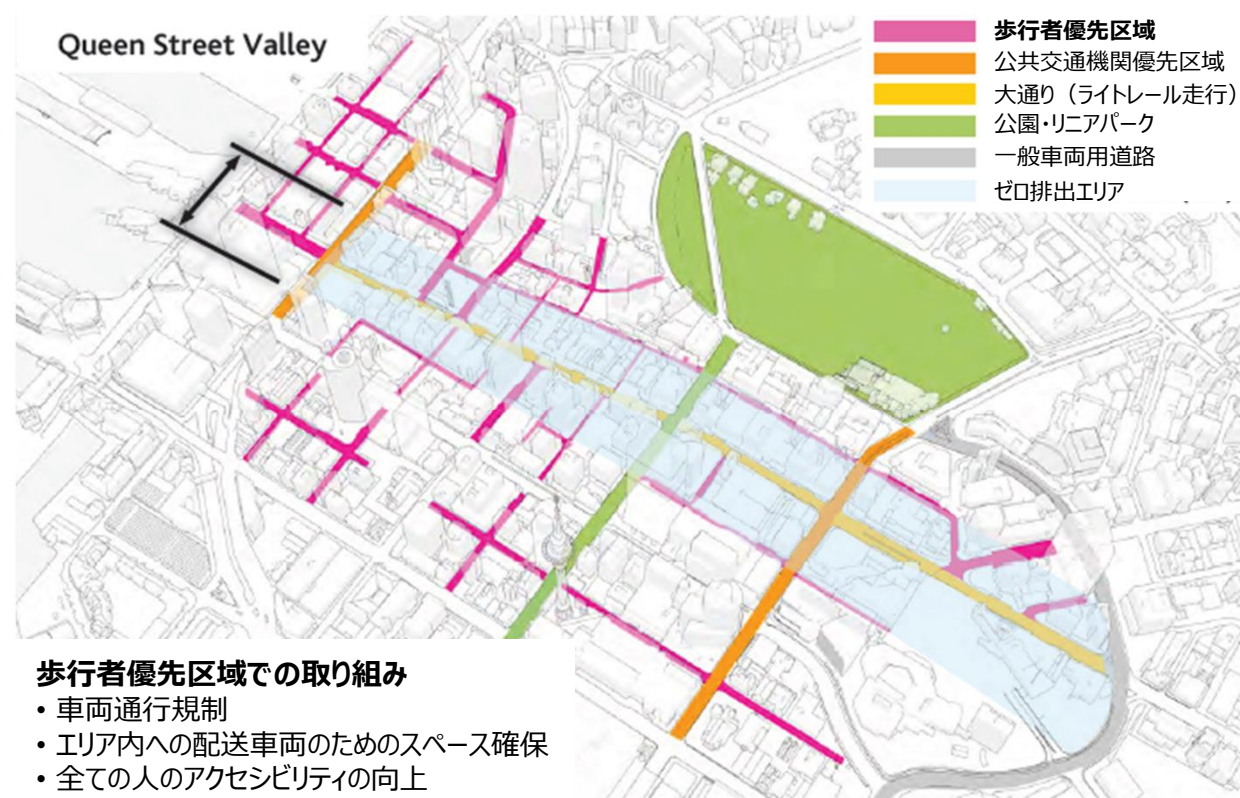
- オークランド中心部のQueen Street Valleyでは、大通りから中に入った小さな路地を歩行者優先区域とし、車両の通行規制を行うとともに、屋外レストランやベンチの整備等、人々の滞在快適性の向上を図っている。
- 路地における歩行者空間化の実績をもとに、これを大きく拡張・展開させる街路マスタープラン「City Centre Masterplan 2020」を策定し、ライトレールの導入や中心市街地への「ゼロ排出エリア（Zero Emission Area, ZEA）」の導入が掲げられた。

路地（歩行者優先区域）の状況



出典：山口敬太氏 提供

Queen Street Valleyにおけるエリア区分



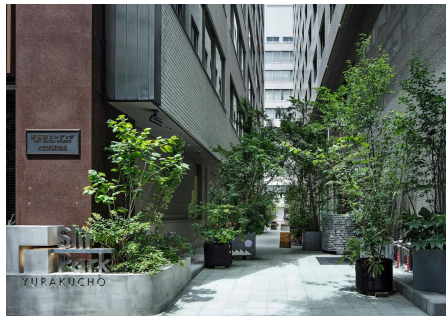
出典：Auckland Council “City Centre Masterplan 2020”

民有地も活用した歩行者空間化（東京/佐賀）

- 公有地だけでなく、民有地においても誰もが利用できる空間を創出することで、ウォーカブルなまちの実現に大きく寄与。
- 公有地と民有地を一体的に整備することで、更なる空間の質の向上が望めるほか、公開空地等の民有地は土地所有者の裁量が大きいいため、より柔軟な活用が期待される。

民有地を活用した「路地の公園化」 （Slit Park YURAKUCHO）

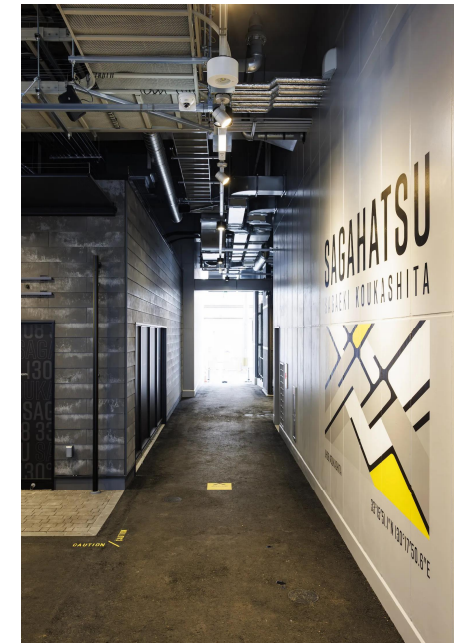
- ・ L字型の細い路地は民有地であるがゆえの自由度から周辺のワーカーや来街者などさまざまな属性の人の交流が可能な場にリニューアル。
- ・ 仲通りから新国際ビルを貫通して大名小路へと連続的に繋がる空間が短期的な社会実験としてではなく、恒常的な公共空間として実現している。



提供：OpenA

民有地を活用した「屋根のある街」 （サガハツ）

- ・ 高架下空間を飲食店や物販が並ぶ商業施設であり公共的な性質も持つ施設にリニューアル。
- ・ 施設は半屋外と屋内の2つのゾーンで構成され、街を構成するメインストリート、路地、側道、広場などを高架下にインストールし、周辺エリアとシームレスにつなげることで、新たな街の結節点とした。

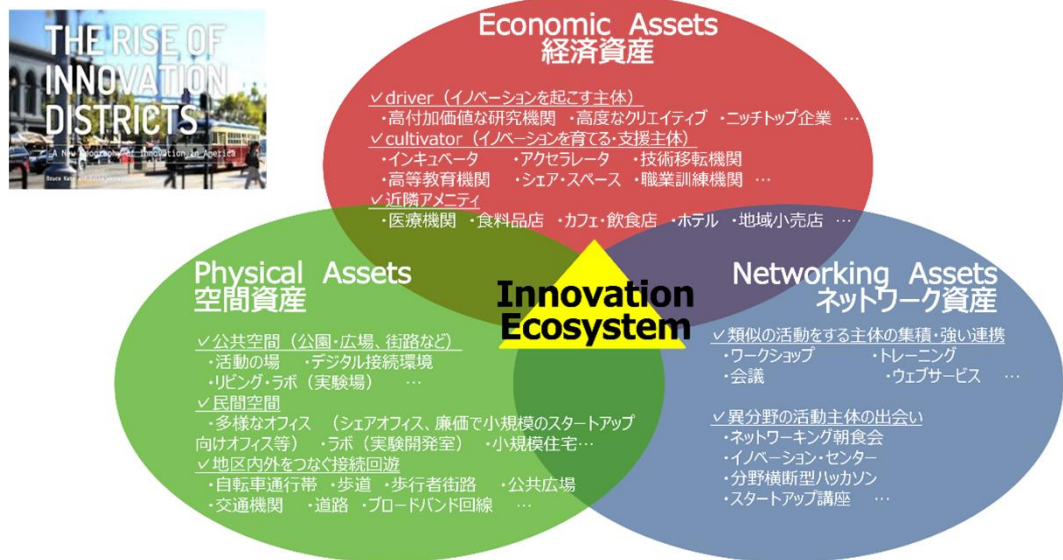


提供：OpenA
撮影：ハレハ 笠原 徹

3. 今後のウォークアブル政策の方向性② (目的と仕掛けの多様化)

ウォーカブルの目的としてのイノベーション

- これまでのウォーカブル政策の目的には、人間中心の豊かな生活の実現と合わせて、イノベーションの創出を設定している。
- 引き続き、イノベーション創出の観点からも、単に「まちなか」に多様な人材を集めるだけではなく、ワーカーのオフィス環境や周辺でリフレッシュできる空間、アーバンアメニティ等が充実したエリアを形成することが必要。



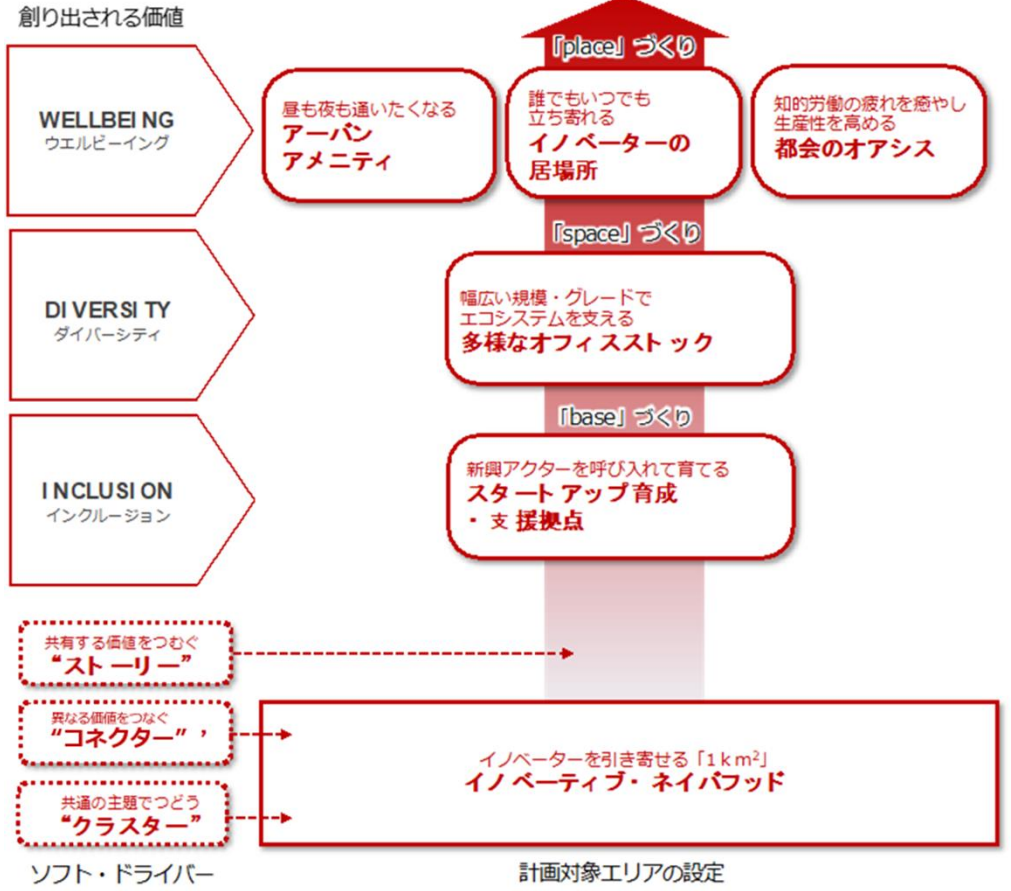
出典：The Rise of Innovation Districts(Brookings Institution, 2014)に基づき国土交通省都市局作成
都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会 事務局資料



うめきた公園に隣接するイノベーション施設「JAM BASE」

イノベティブ×ワーカブル なまち

(挑戦したくなる、成長できる) (動きやすい、働きたくなる)



出典：山村委員提供資料

○ シドニーやロンドンなど、海外のウォーカブル政策では、メンタルヘルスや身体的な健康増進の観点を重視している。

メンタルヘルスを目的とした事例 (Greening Sydney Strategy)

- シドニーでは、身体的な健康増進や暑熱対策といった目的とともに、メンタルヘルスを向上させる手段として都市の緑化を位置づけ、取組を推進。



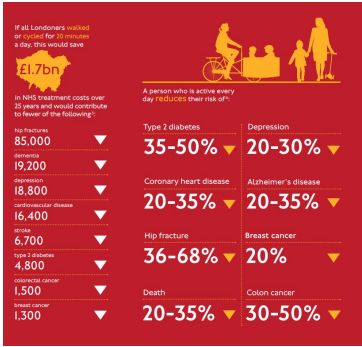
健康増進を目的とした事例 (Healthy Streets for London)

- ロンドンでは、市民の健康増進をはじめ、大気汚染と騒音公害の抑制等を目的に、Healthy Streets Approach が導入され、市民が車の使用を減らし、徒歩、自転車、公共交通機関の使用を増やす取組が行われている。

Healthy Streetsの10の指標



歩くことでの健康増進効果(費用削減、リスクの低下)を定量的に表示



出典：シドニー市HP “Greening Sydney strategy”

出典：ロンドン市交通局（TfL） “Healthy Streets”, “Healthy Streets for London”

文化芸術を通じたエリアの滞在性・回遊性の向上（六本木）

- 「六本木アートナイト」（2009～）では、生活の中でアートを楽しむという新しいライフスタイルの提案と、大都市東京におけるまちづくりの先駆的なモデル創出を目的に、現代アート、デザイン、音楽、映像、パフォーマンス等の多様な作品をまちなかに点在させ、街全体を美術館に見立てる「都市とアートとミライのお祭り」を毎年開催している。
- 自治体（東京都、港区）と地域内の文化・商業施設により構成される六本木アートナイト実行委員会（国立新美術館、サントリー美術館、東京ミッドタウン、森美術館、森ビル等）が協力して主催している。
- 13回目を迎える2024年には、注目する国内外のアーティストを選出し各所で展示する「RAN Picks」、および開催回ごとにさまざまな国や地域のアートに注目・紹介する「RAN Focus」という2つのプログラムを新設した。

アート鑑賞を目的とした六本木のまちなかの回遊促進

- ・ 六本木ヒルズ、東京ミッドタウン、国立新美術館、六本木商店街等を中心とした、六本木地区の協力施設や公共スペースにおいて、アート展示やプログラム開催を実施し、来訪者のまちなか回遊を促進



RAN Picks

- ・ 六本木アートナイトが注目する国内外で活躍するアーティストを6組選出し、作品の展示やパレードの開催を行う。



▲アーティスト名：アトリエ シス
作品名：エフェメラルコレクション
©六本木アートナイト実行委員会

▼アーティスト名：ツァイ&ヨシカワ
作品名：豊穣の宝石 - Reflection
©六本木アートナイト実行委員会



RAN Focus

- ・ 第1回目の2024年は台湾のアートにフォーカスし、台湾当代文化実験場*のキュレーションにより7組のアーティストによるインスタレーション、ライト・アート、映像、パフォーマンス等を紹介。



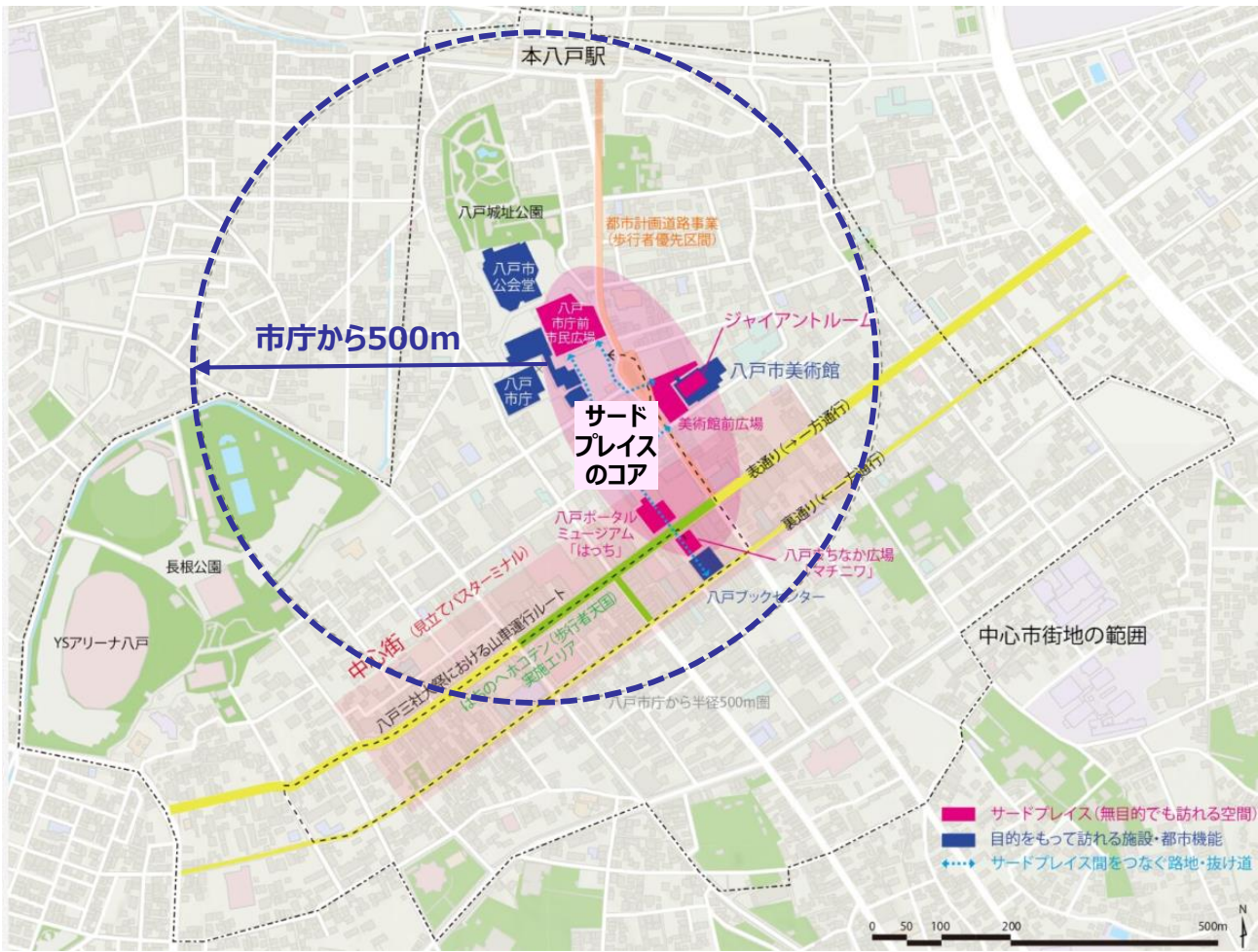
* 台北で2018年に設立された台湾文化部傘下の機関により企画運営されるアートセンター

文化施設やストリートアートの活用による都市の魅力の向上（八戸市）

- 八戸市では、だれでも利用できるスペースを有する美術館等、サードプレイスとなりうる施設を中心市街地に集積し、それらへの徒歩でのアクセスを可能にしている。

八戸市中心市街地の都市デザイン

- ・八戸市美術館内に、誰でも無料で利用できる「ジャイアントルーム」を設置し一般に開放。
- ・美術館や屋外広場を含むサードプレイスとなる場所を中心市街地に集積。公共交通からの徒歩でのアクセスを可能にし、目的地の創出とそれへのアクセスのしやすさを担保している。

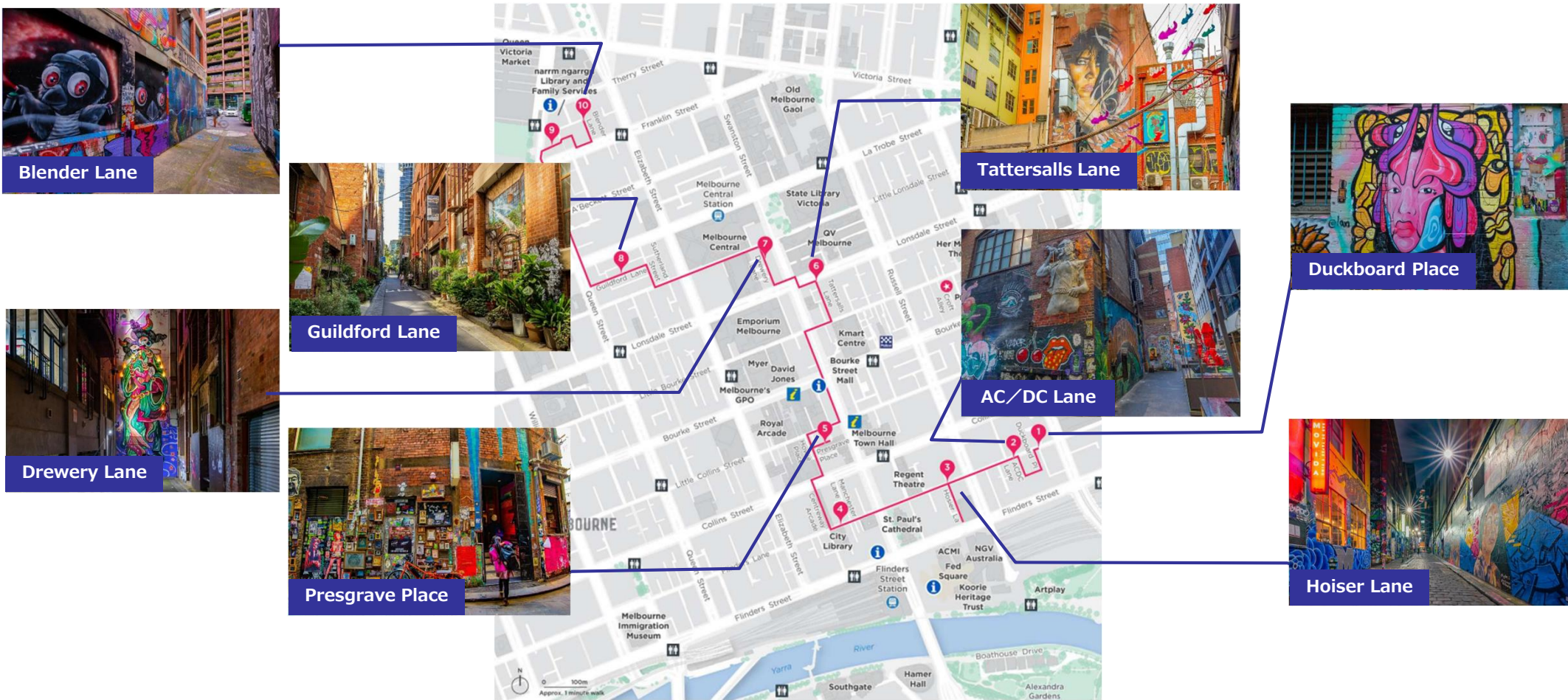


文化施設やストリートアートの活用による都市の魅力の向上（メルボルン）

○ メルボルンの路地裏にはカラフルな壁画やステンシルアート等のストリートアートが数多くあり、来訪者がそれらの作品を巡ることで、市内の回遊促進に繋がっている。

メルボルンの路地裏に存在するストリートアート

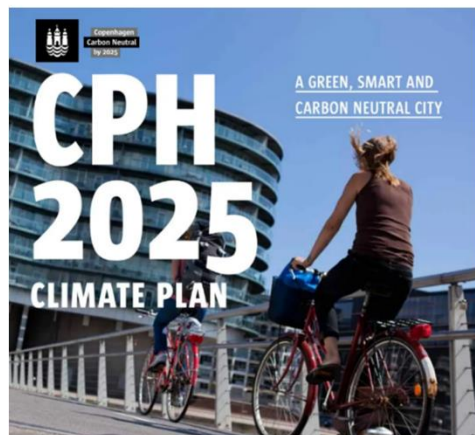
- 2000年頃から市内の至る所にストリートアートが広がってきた。
- ストリートアートが都市の風景に変化を与え続け、現在もこれらの作品を巡るガイドツアーの参加者は年間約4万人に上る。



出典：メルボルン市HP

ウォーカブルな空間づくりと気候変動対策（コペンハーゲン）

- コペンハーゲンでは、2025年までのカーボンニュートラル達成を目指す「コペンハーゲン2025年気候計画」を設定するとともに、「世界でも最良の自転車都市」となるというビジョンを掲げ、自転車の活用や道路の緑化を推進している。



「コペンハーゲン2025年気候計画」
自転車活用を柱として位置付け

車道と同じサイズの
自転車専用レーン

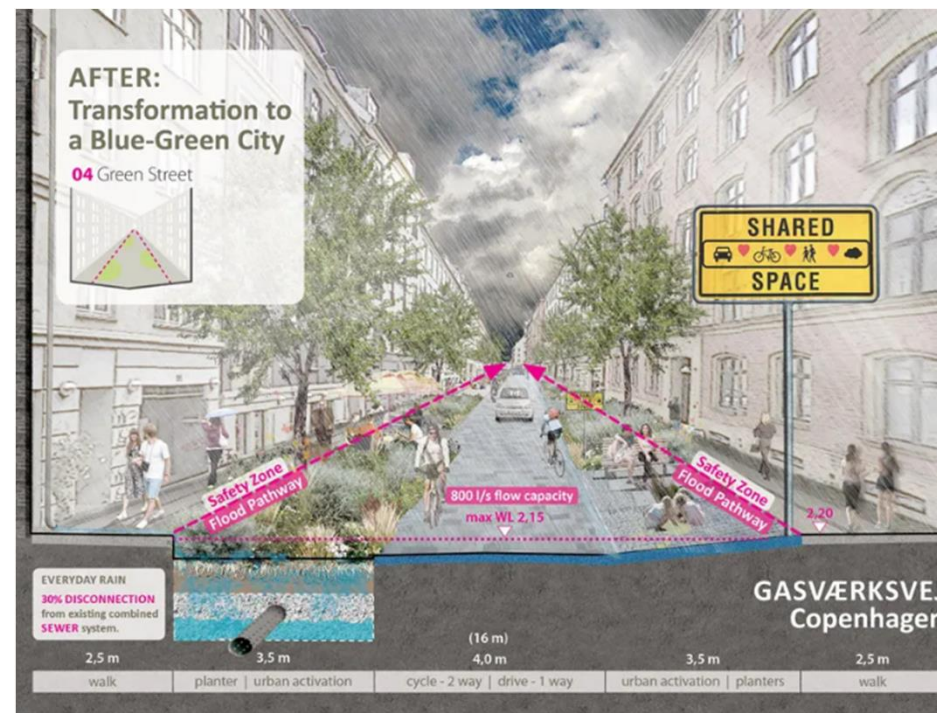


バイシクル・スネイク（自転車専用的高架橋）



街路の緑化等により、雨水を保持しやすい道路に

- 2010年～2011年の豪雨での冠水被害を受けて、コペンハーゲン市では広場や道路空間を再編。車道を減少させ、雨水を保水しやすい緑地を整備するなどにより、ウォーカブルな空間を創出するとともに、気候変動への適応を両立させた。



まちなかにおける居心地の良い自然環境の創出（神戸/アムステルダム/シアトル）

○ 単に「人中心」の空間づくりにとどまらず、道路や公園の緑地部分を、より自然な環境に近づける「人と自然環境との共生」という視点での取組も始まっている。

Living Nature Kobe（神戸市）

- 単調な景観にならないよう、瞬間的な「自然の景」と年月をかける「自然の景」という2つのアプローチを組み合わせ、再整備が進む都心・三宮を中心に、季節の変化や自然の心地よさを感じる美しい風景の創出を広げている。
- 「人と自然が共にいきる豊かさを大切にする」という価値観に共感するコミュニティを育成している。



三宮の再整備（東遊園地）



GREEN COMMONS



GREEN MARKET



Naturalistic Landscaping



Floral Installation

出典：神戸市

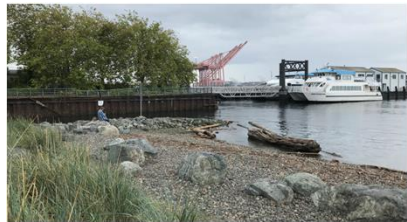
リジェネラティブ・シティ

- 環境負荷をできるだけ低減し、その状態を持続可能にすることを目指す「サステナブル（持続可能）」に対し、自然環境が本来もつ生命力を取り戻すことで再生につなげていくことを目指す「リジェネラティブ（再生可能）」という視点



アムステルダム
「マリントレイン」
海軍造船所を保全・活用したイノベーション特区
様々な都市課題解決を目指し、実際の都市空間を用いて実証実験を行っている。

出典：マリントレインHP



シアトル
「セントラル・ウォーターフロント」
街と水辺を分断していた高架道路を老朽化に伴い撤去。
新たに生まれた歩行者空間は水辺空間とともに自然生態系の復元に向けた取組が進められている。

アーバンデザインを軸にしたウォーカブルの総合的展開（前橋）

○ 魅力的な街の将来像を具体的に可視化するために前橋アーバンデザインを策定。官民でビジョンを共有することで、まちづくり活動をひとつの方向に集約し、様々な民間の取組を促すことで、実現したい方向性や取組が多様化・総合化。

前橋アーバンデザインで示された「まちづくりの方向性」

都市の便利さと自然と暮らす居心地の良さを兼ね備えたまちづくり

“エコ・ディストリクト”

前橋の程良い都市規模、環境を生かす

ECOlogy
エコロジー

ECOlogy
エコロジー

ECO district
エコ・ディストリクト

エコノミー
(賑わい)

エコノミー
(便利)

エコロジー
(居心地)

エコロジー
(健康的)

住・職・商・学といった複数用途の混在したまちづくり

“ミクストユース”

歩いて暮らせる魅力的な生活

住・職・商・学

住・職・商・学

人口合計 Residents	13,615	年少人口 Juveniles	1,232
世帯数合計 Households	7,204	生産年齢人口 Working	7,599
事業所数 Offices	2,271	老年人口 Aged	4,784
(CHP (従業員数) 27,445)			

地域固有の資源を最大限活用したまちづくり

“ローカルファースト”

地域のあらゆる資源を磨き育て率先して活用する

地域資源

リノベーション

アーバンデザインをもとに市内で進む官民による様々な取組

広瀬川河畔

水辺空間の利活用

中心市街地を流れる**広瀬川の水辺空間を利活用し、人が滞留することができる河川環境の整備**を通じた商業エリアの活性化を検討。

現況

整備イメージ

白井屋ホテル ※令和2年12月開業

リノベーションによる新たな価値の創造

300年の歴史を誇る**白井屋旅館の建物**をリノベーションし、前橋のまちなかに**新たなアートと食文化の発信の場**を形成

駅前けやき並木通り

道路空間の利活用

人が滞留し、歩行者が回遊し、沿道建物が活性化するように、**道路空間の利活用と沿道の土地・建物の改善策**を検討

馬場川通り ※令和6年4月まちびらき

まちなかに憩いを生む公共空間の形成

通り全体が水や緑に接することができるよう**川に親水デッキとベンチ・テーブルを設置。歩道・車道の段差をなくし、かつて前橋の街並みを構成していた伝統的なレンガ舗装で統一**することで**空間の拡がりとともに歩行性の向上**を実現。

整備前

整備後

本日、ご議論いただきたい事項の例（第3回）

- ① 令和2年からの「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに関連する政策の成果と課題は何か。今後どのようなエリアで進めていくべきか。
- ② 多様な人々の滞在と交流を促進し、イノベーションの創出やコミュニティの形成が進むことで地域課題の解決や新たな価値の創造の実現を目指すウォカブル政策の方向性は今後どうあるべきか。現行の政策に足りない視点や価値観（ウェルビーイング、インクルージョン等）はあるか。
- ③ 滞在時間や回遊性の向上のために必要となる場所及び要素として不足しているものは何か。また、関連制度の改善点は何か。
- ④ 今後、ウォカブル政策により積極的に取り入れることでエリア価値の中長期的な向上に資する要素や取組（歴史・文化、アート、環境、子育て・教育、健康・医療・介護等）は何か。その評価指標はどうあるべきか。関連施策との連携や普及促進策、関係者の相互理解を進めるにはどうすべきか。
- ⑤ ウォカビリティの向上に求められる交通政策等他の施策との連携や駐車場等の交通施設の配置はどうあるべきか。
- ⑥ 効果が定量化しづらい街路空間整備や交通施策等の取組に対して、どのようなロジック及び手法で資金調達や投資回収を考えるべきか。
- ⑦ 公共空間の更なる活用、民地の公共空間化など、パブリックスペースにおける魅力的な都市生活の創出に当たって、行政と民間事業者や地域住民、土地所有者はどのように関わっていくべきか。